

第 10 次岩手県職業能力開発計画

平成 29 年 3 月

岩手県商工労働観光部

目 次

第1 総 説

1 計画の狙い	4
2 計画期間	4

第2 職業能力開発をめぐる環境の変化

1 労働市場の現状と変化	
(1) 雇用・失業情勢	5
(2) 東日本大震災津波による影響	8
2 労働の供給面の変化と課題	
(1) 人口、生産年齢人口	9
(2) 女性	10
(3) 若年者	11
(4) 中高齢者	14
(5) 障がい者	15
(6) 非正規労働者	16
3 労働の需要面の変化と課題	
(1) 県の産業の動向	18
(2) 産業構造の変化	19
(3) 企業の職業訓練	21
(4) 本県における職業人材の状況	22
4 産業振興の方向	23
(1) 国際競争力の高いものづくり産業の振興	
(2) 食産業の振興	
(3) 観光産業の振興	
(4) 地場産業の振興	
(5) 次代につながる新たな産業の育成及び科学技術によるイノベーションの創出	
(6) 商業・サービス業の振興及び中小企業の経営力の向上	
(7) 海外市場への展開	
(8) 雇用・労働環境の整備	
5 国における制度の見直し	25
(1) キャリアコンサルタントの国家資格化	
(2) 公的職業訓練の総合的な訓練計画の策定	
(3) 都道府県労働局の機能強化	

6	職業能力開発実施機関の状況	
(1)	公的機関	26
	ア 県の職業能力開発施設	
	イ 国の職業能力開発施設	
(2)	職業訓練法人等	27
(3)	その他の施設	28
第3	職業能力開発の方向性	29
1	生産性向上に向けた人材育成の強化	
2	「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障がい者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進	
3	産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進	
4	人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開	
5	技能の振興	
6	職業訓練のインフラの整備	
第4	職業能力開発の基本的施策	
1	生産性向上に向けた人材育成の強化	30
(1)	IT人材育成の強化・加速化	
(2)	労働者の主体的なキャリア形成の推進	
(3)	企業・業界における人材育成の強化	
2	「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障がい者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進	33
(1)	女性の活躍促進に向けた職業能力開発	
(2)	若者の職業能力開発	
(3)	中高年齢者の職業能力開発	
(4)	障がい者の職業能力開発	
(5)	非正規雇用労働者の職業能力開発	
3	産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進	37
(1)	被災地域の産業の復興の完遂とその先の更なる展開に向けた職業訓練の実施	
(2)	ものづくり分野の人材育成	
(3)	需要や成長が見込まれる分野の人材育成	
4	人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開	39
(1)	中長期の人材ニーズを踏まえた育成戦略及び産業界や地域のニーズを踏まえた公的職業訓練の実施	
(2)	技能検定及び職業能力評価制度の普及	
(3)	ジョブ・カードの活用促進	
(4)	企業による労働者の能力開発の支援	
(5)	関係機関の連携による職業訓練の推進	

5	技能の振興	43
	(1) 技能の継承・発展	
	(2) 技能尊重気運の醸成	
	(3) 職業能力評価制度等の普及	
6	職業訓練のインフラの充実等	44
	(1) 県立職業能力開発施設	
	(2) 国の職業能力開発施設	
	(3) 職業訓練法人等	
第5	職業能力開発施策の推進体制	45
1	事業主	
2	国（労働局、ハローワーク）	
3	機構	
4	県	
5	県職業能力開発協会	
6	関係機関及び団体	

第1 総説

1 計画の狙い

- 本県においては、労働者の職業能力開発を促進するため、昭和46年度から9次にわたり「岩手県職業能力開発計画」を策定し、種々の施策を展開してきた。
- 近年、最近の職業能力開発を取り巻く環境は、人口減少を背景に、震災関連復興需要や企業の生産活動の改善等により雇用情勢は着実に改善しているが、幅広い産業で人手不足感が出てきており、特に商品販売業、建設業、飲食サービス業、介護サービス業等で不足感が強く、これらの産業における人手の確保が課題となっている。
- また、平成23年3月に発生した東日本大震災津波の被災地域の復興の完遂とその先の展開につなげるため、産業振興による被災地域における雇用の創出を図るとともに、離職者等に対しては、求人が見込まれる公共事業や住宅建築等の建設関連分野、事業再開や産業の回復に伴い需要が拡大する分野、地域産業を牽引する分野への就職を促進するための職業訓練の機会を引き続き提供していく必要がある。
- さらに、国が平成28年4月28日付けで公示した第10次職業能力開発基本計画においては、生産性向上に向けた人材育成の強化、「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障害者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進、産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進及び人材の最適配置を実現するための労働市場インフラ（*1）の戦略的展開が職業能力開発の方向性として示されたところであり、本県としても、これに沿った職業能力開発施策を推進していく必要がある。
- 本計画は、このような状況を踏まえ、また、国の職業能力開発基本計画に基づき、職業能力開発の方向性と基本的施策を明確にし、計画的な施策の推進を通し、人口減少社会に立ち向かい、被災地の産業の復興や本県が振興する産業の発展を担う人材の育成を図ることを狙いとするものである。
- なお、経済情勢の変動等に伴って、本計画の対象期間中に新たな施策が必要となる場合には、本計画の趣旨等を踏まえつつ、必要に応じて弾力的に対応していくこととする。

2 計画期間

- 本計画は、平成28年度から平成32年度までの5か年計画とする。

第2 職業能力開発をめぐる環境の変化

1 労働市場の現状と変化

(1) 雇用・失業情勢

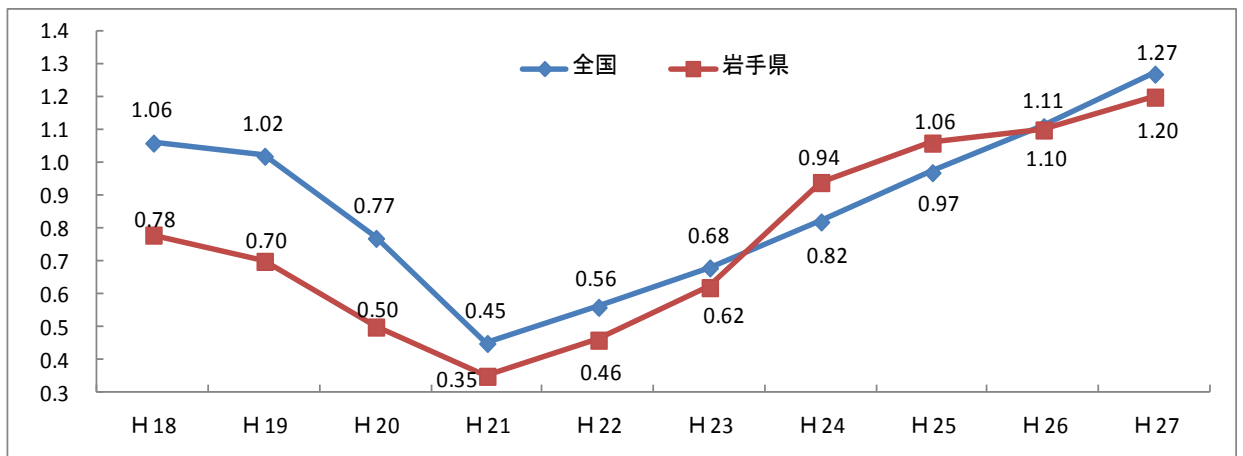
- ・ 本県の有効求人倍率は、震災復興関連需要や企業の生産活動の改善等に伴い、平成22年度以降改善傾向にあり、平成25年度以降1倍を超えている。
- ・ しかし、保安の職業、建設・採掘の職業（特に建設躯体工事の職業）のように震災復興に直接関連する職業のほか、販売の職業、サービスの職業（特に接客・給仕の職業や飲食物調理の職業）など、特定の分野での人手不足が深刻となっている。
- ・ また、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所による都道府県別将来推計人口（平成25年推計）によると、本県の65歳以上人口の割合は全国より高い値で推移しており、これに伴い、特に介護人材については、大幅な不足が予想される場所である。
- ・ 本県の完全失業率は、平成21年の5.7%をピークにその後改善傾向となっている。

【課題】

人手不足が深刻な分野への就職を促進する職業訓練の重点的な実施
⇒課題解決のための基本的施策：第4の3(3)

【有効求人倍率の推移】[全国・岩手県]

(倍)

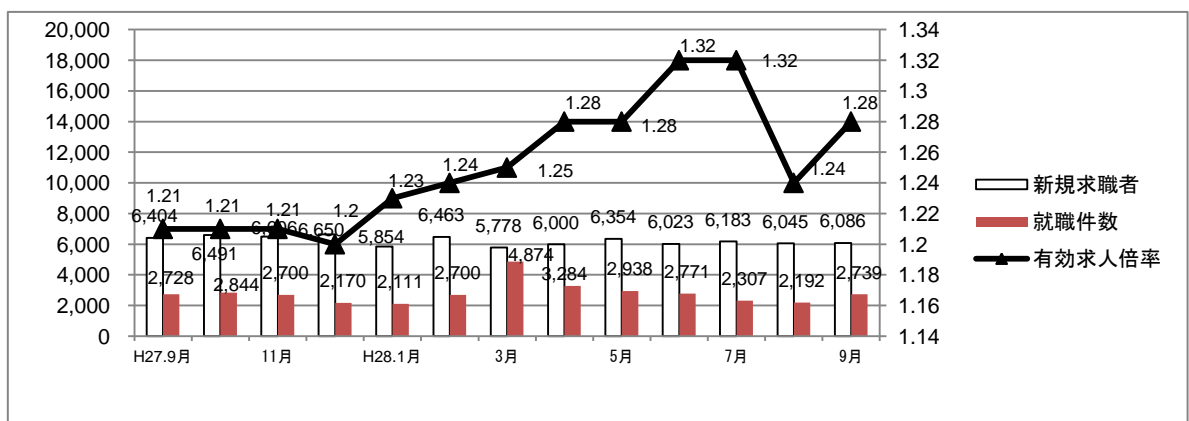


(厚生労働省、岩手労働局発表資料)

【有効求人倍率、新規求職者数及び就職件数の推移】[岩手県]

(人)

(倍)

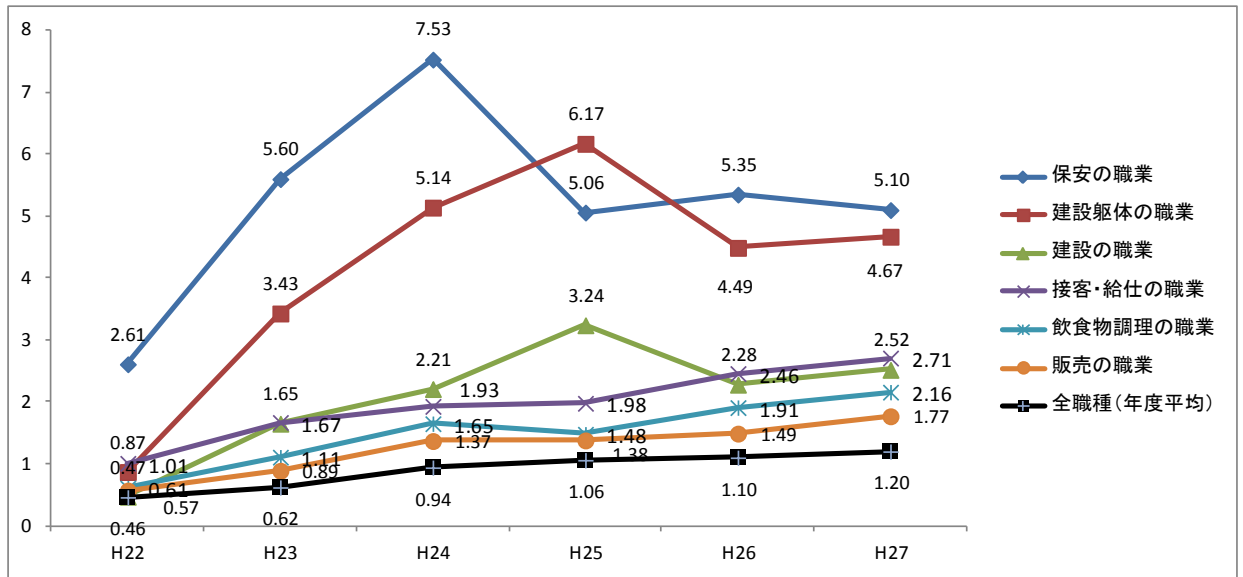


※一般及びパートを含む全数（岩手労働局発表資料）

【人手不足分野における有効求人倍率の推移】〔岩手県〕

(倍)

(各年度3月時点)



(岩手労働局「求人・求職のバランスシート」)

【老年人口の推移】〔岩手県〕

	老年人口		(参考：全国)	
	65歳以上(人)	割合	65歳以上(千人)	割合
2000年(平成12年)	303,988	21.5	22,005	17.3
2005年(平成17年)	339,957	24.7	25,672	20.1
2010年(平成22年)	360,498	27.2	29,246	23.0
2015年(平成27年)	387,884	30.6	33,952	26.8
2020年(平成32年)	405,728	33.6	36,124	29.1
2025年(平成37年)	404,081	35.5	36,573	30.3

(2010年以前は総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」)

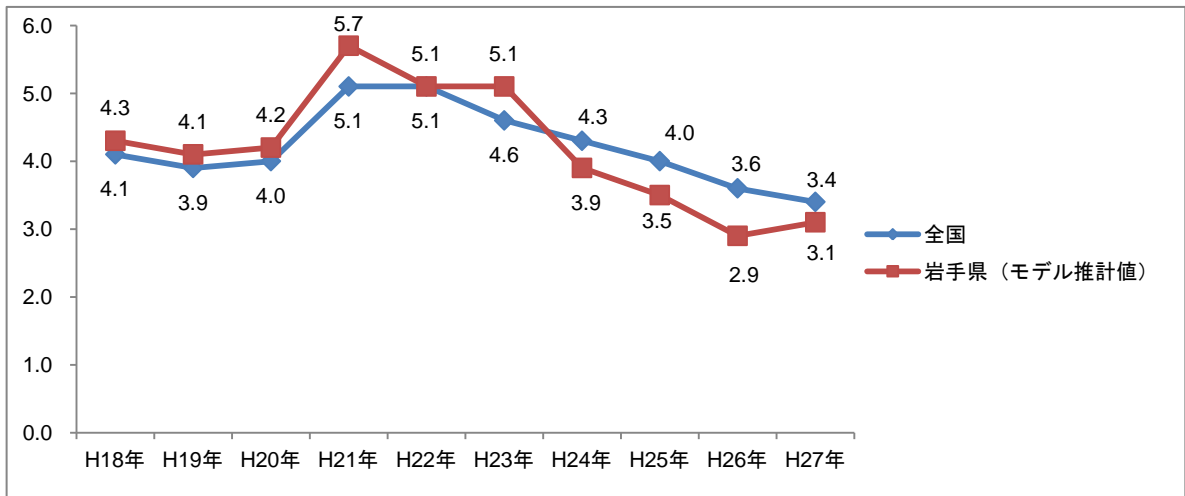
【介護職員数推計】〔岩手県〕

	平成24年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
需要推計	19,067人	27,618人	29,433人	30,892人
供給推計	19,067人	23,943人	25,220人	25,820人
差引	0人	3,676人	4,214人	5,072人

(「いわていきいきプラン2017」(平成27年3月 岩手県保健福祉部長寿社会課))

【完全失業率の推移】〔全国・岩手県〕

(%)



(総務省「労働力調査」)

(2) 東日本大震災津波による影響

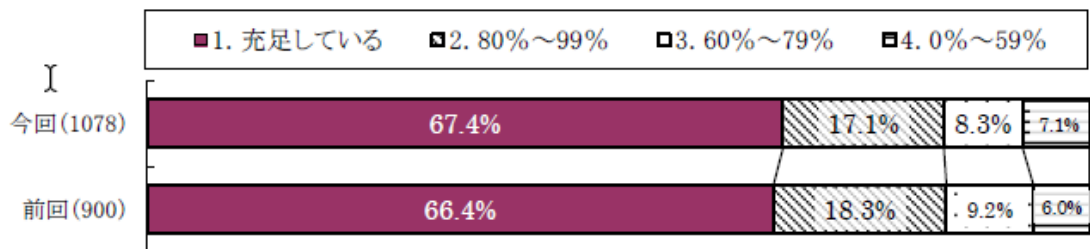
- 東日本大震災津波により被災した沿岸 12 市町村の事業所を対象に行った第 10 回被災事業所復興状況調査（平成 28 年 9 月 26 日公表）によると、労働者の充足状況では「充足している」と回答した事業所の割合が 67.4%であった。
一方、「充足率が 80%に満たない」と回答した事業所の割合が 15.4%で、前回（平成 28 年 2 月公表 第 9 回調査）とほぼ変化がなかった。
- 産業分類別の状況では、「充足している」と回答した事業所の割合が卸売小売業などで 75.9%と高かったが、製造業が 65.3%、建設業が 62.1%、水産加工業が 37.8%となっている。

【課題】

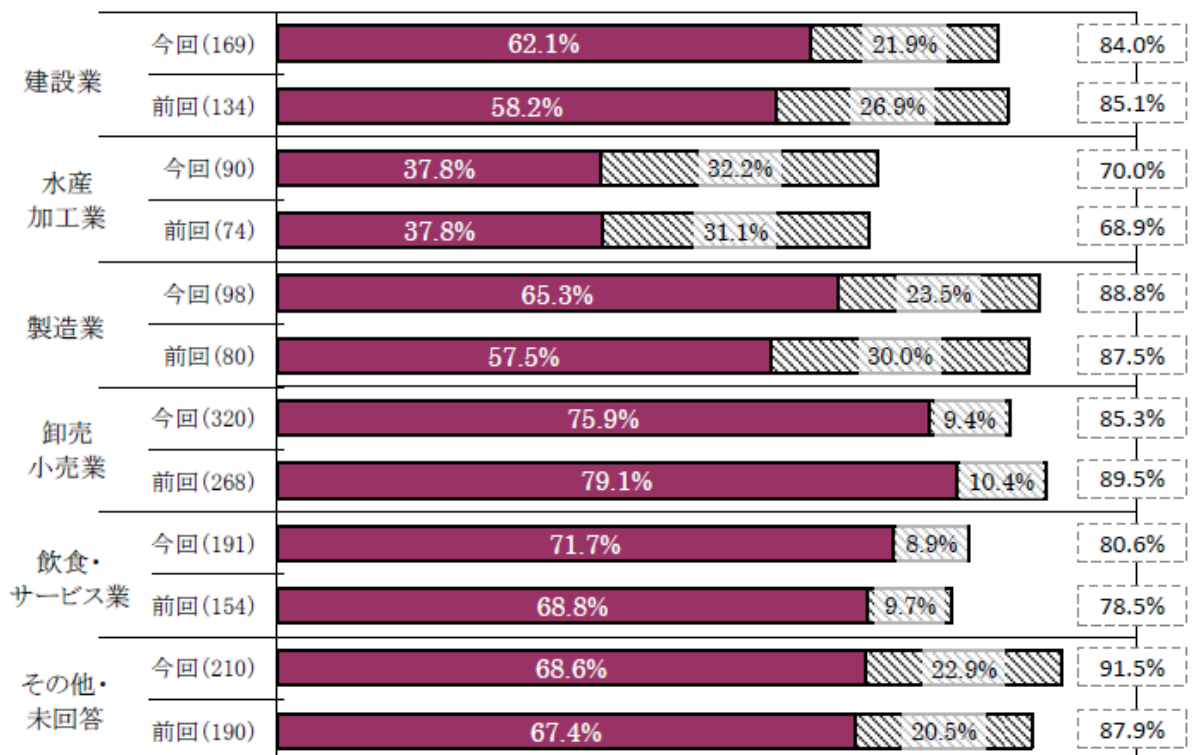
沿岸地域の離職者に対し、被災地の復興の完遂とその先の展開に必要な分野への就職を促進する職業訓練の重点的な実施

⇒課題解決のための基本的施策：第 4 の 3 (1)

【労働者の充足状況】〔岩手県〕



＜産業分類別の状況 【「充足している」又は「80%~99%」の事業所】＞



※未回答の事業者は集計対象から除外し、充足状況は「現在の人数 / (現在の人数 + 不足する人数)」として推計

(岩手県 「第 10 回被災事業所復興状況調査」)

2 労働の供給面の変化と課題

(1) 人口、生産年齢人口

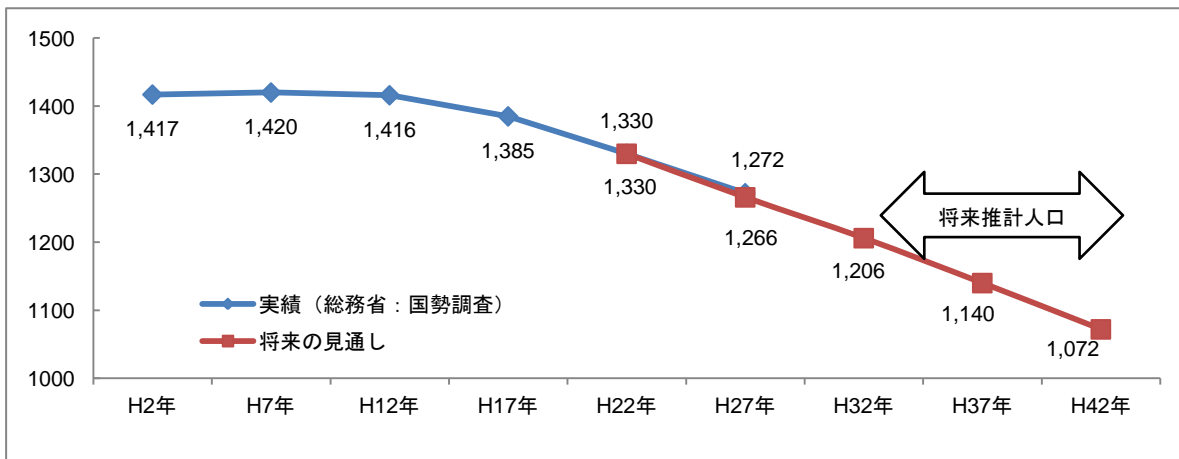
- ・ 本県は、全国に先立って、平成9年から人口減少社会に移行して以降人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、平成42年には107万2千人になると見込まれ、これに伴い、生産年齢人口も減少の一途をたどっている。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（平成25年推計）」によると、平成42年の生産年齢人口は57万3千人になると見込まれ、総人口に占める割合は6割を下回ると推測されている。

【課題】

- ・ 生産年齢人口の減少が進む中で、女性、若者、中高年齢者、障がい者等の労働力確保と職業能力の開発及び向上
 - ・ 労働者一人一人の職業能力の底上げによる生産性の向上
- ⇒課題解決のための基本的施策：第4の2

【人口の推移と推計人口】〔岩手県〕

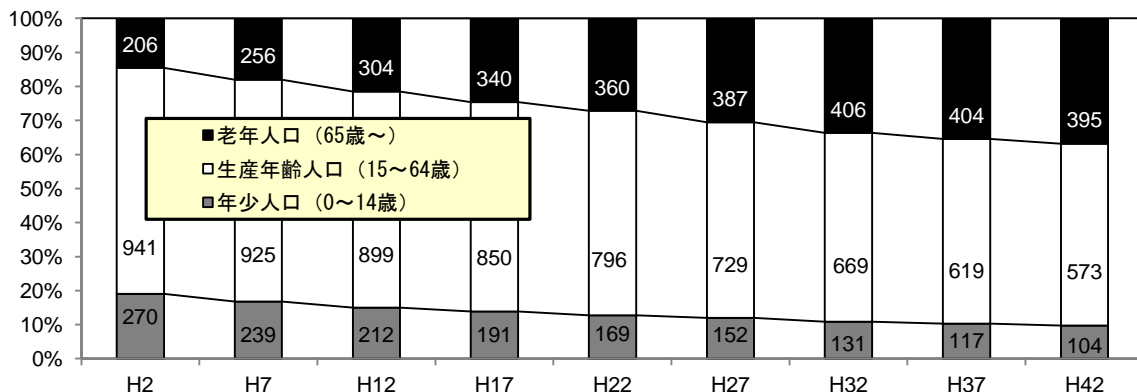
(千人)



(総務省「国勢調査」、岩手県「岩手県人口移動報告年報」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（H25推計）」)

【年齢構成の推移と推計】〔岩手県〕

将来推計人口 (千人)



(総務省「国勢調査」、岩手県「岩手県人口移動報告年報」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（H25推計）」)

(2) 女性

- 本県の平成 22 年の女性の労働力率を年齢階級別にみると、「35～39 歳」(76.4%) 及び「30～34 歳」(76.6%) の 30 歳代を底とする M 字型を示している。しかし、平成 17 年に比べると、「30～34 歳」で 4.2 ポイント、「35～39 歳」で 2.9 ポイントの上昇となるなど、M 字の谷は底上げされている。

なお、全国と比較すると M 字の谷が浅いことから、本県の女性は年齢による労働力率の低下が比較的小さいといえるものの、結婚、出産期における離職があるものと思われる。

- 本県の女性の就業者割合を産業別にみると、平成 17 年と平成 22 年の比較では、第 1 次産業及び第 2 次産業の割合が低下した一方、第 3 次産業の割合は上昇した。

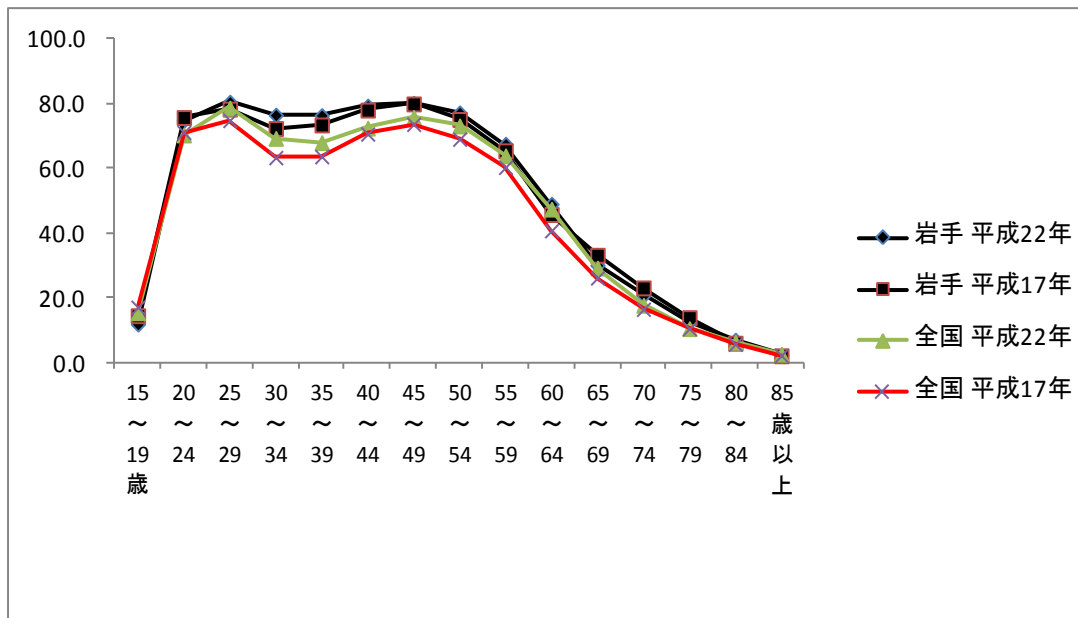
平成 17 年において最も就業者割合が高かったのは「卸売・小売業」であったが、平成 22 年においては「医療・福祉」が最も高く、次いで「卸売・小売業」、「製造業」の順となっている。

【課題】

- 結婚、出産、子育てなどライフステージに応じた多様な働き方を可能とする職業能力開発の促進
- 女性の求職ニーズに対応した職業訓練の機会の提供
⇒課題解決のための基本的施策：第 4 の 2 (1)

【年齢別労働力率】[全国・岩手県]

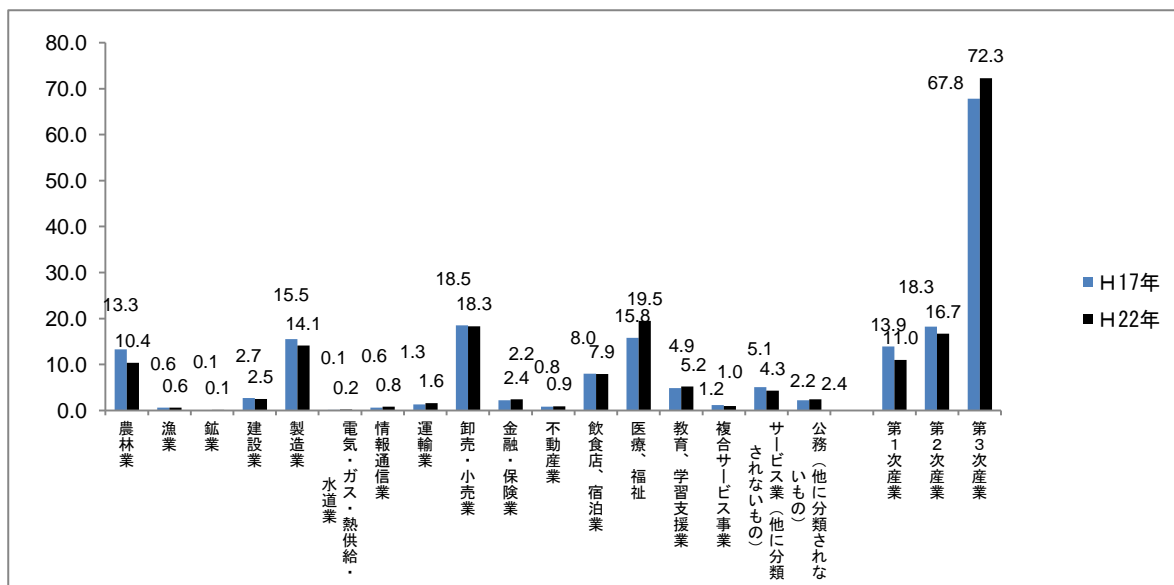
(%)



(総務省「国勢調査」)

【産業別、15歳以上女性就業者割合】〔岩手県〕

(%)



(総務省「国勢調査」)

(3) 若年者

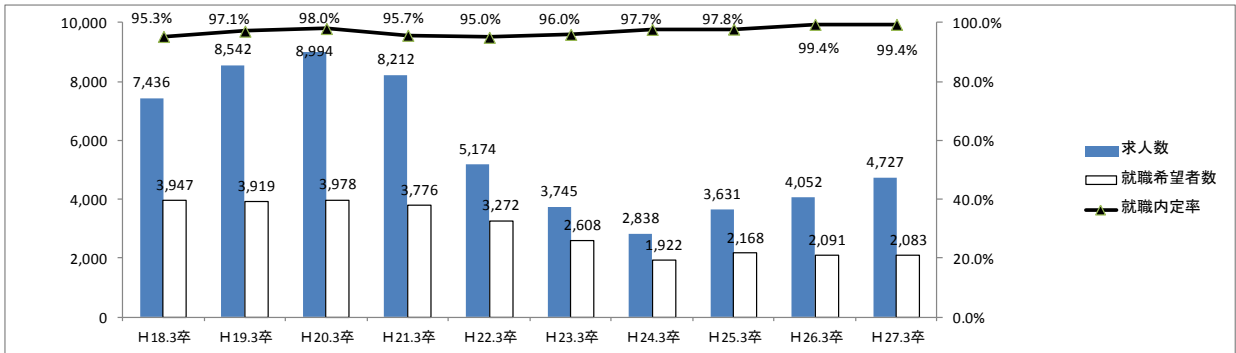
- ・ 本県の最近3年間の新規高等学校卒業者の就職内定率(各年3月末)は、ほぼ100%であり、求人数も増加傾向にある。
- ・ 若年者である15～24歳及び25～34歳の完全失業率をみると、平成22年以降、雇用情勢の改善に伴い低下傾向が続いているが、総数に比較すると高い水準で推移している。
- ・ 本県の新規学卒(高等学校)就職者の在職期間別離職率については、平成24年3月高校卒業者の3年以内離職率は43.1%と5割を下回り、平成18年3月高校卒業業者以来5割を下回る水準で推移しているものの、全国平均(40.1%)を上回っている。
- ・ 全国のフリーター(*2)数は平成25年以降減少傾向にあるものの、300万人を超える規模で推移している。また、本県の15歳から34歳までのパート・アルバイトの仕事をしている者の数も平成14年以降減少傾向にあるものの3万人を超える規模で推移しており、中でも25歳から34歳までの割合が増加している。
- ・ 全国のニート(15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者)の数は、平成14年以降、毎年60万人台で推移している。本県のニートの数は、総務省が5年に1度実施している就業構造基本調査によると、平成14年以降6千人台で推移している。

【課題】

- ・ 就労経験に乏しい若年者の就職を支援するため、日本版デュアルシステム訓練(*3)などの企業実習付き職業訓練への誘導など、就職につながりやすい職業訓練の推進
- ・ 就労経験に乏しい若年者に対する、コミュニケーション能力を含めた人間関係調整能力の醸成を図る職業能力開発の機会の提供
- ・ フリーターやニートに対する職業意識の醸成や実践的な職業能力開発の機会の提供
⇒課題解決のための基本的施策：第4の2(2)

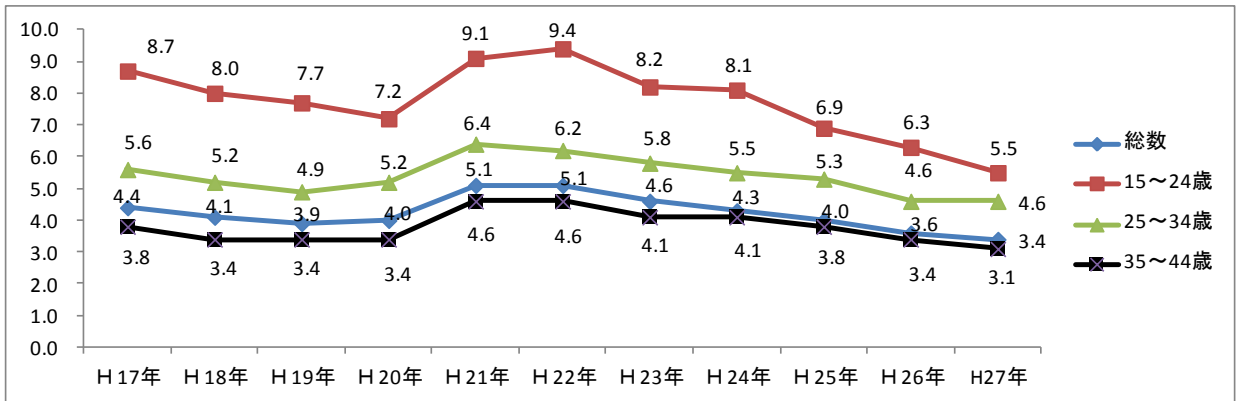
【新規高等学校卒業者の年度別求人数及び就職希望者数等の推移】[岩手県]

(千人)



(岩手労働局「新規学校卒業予定者の就業紹介状況」)

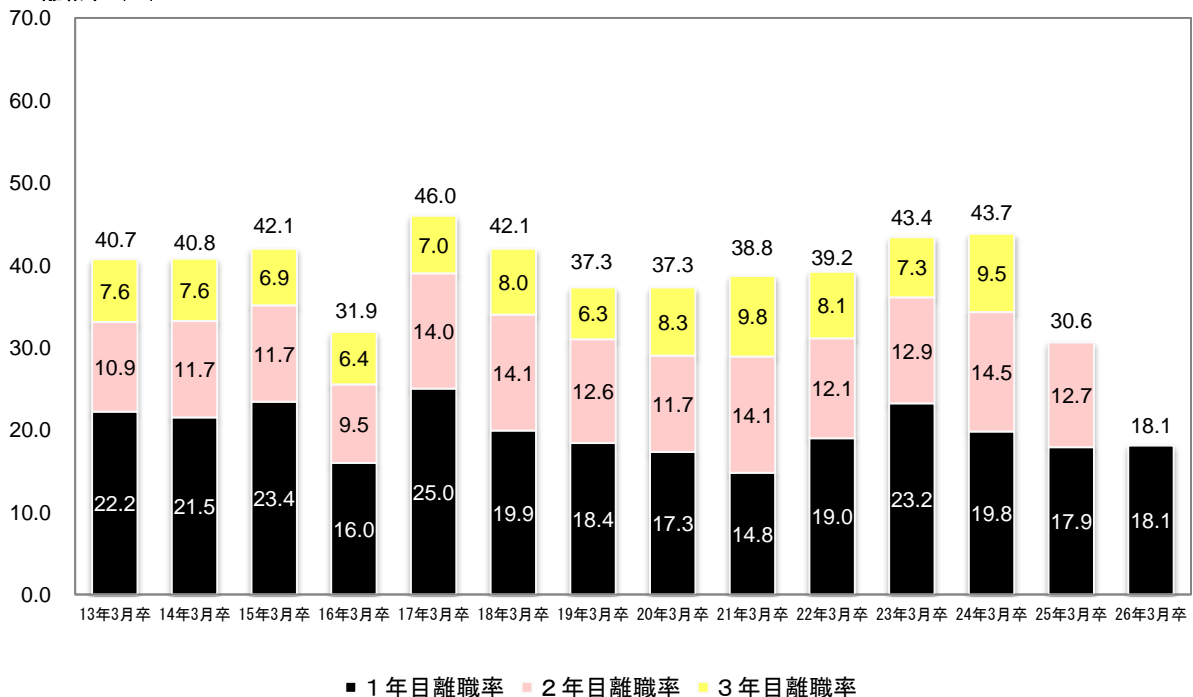
【完全失業率（年齢階級別）の推移】[全国]



(総務省「労働力調査」)

【新規学卒（大学）就職者の在職期間別離職率の推移】[岩手県]

離職率 (%)

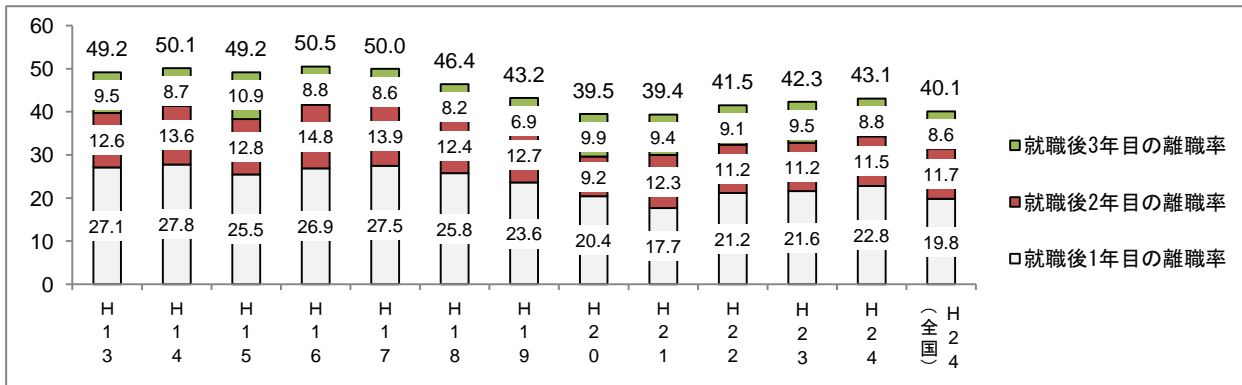


(岩手労働局)

【新規学卒（高等学校）就職者の在職期間別離職率の推移】〔岩手県〕

(%)

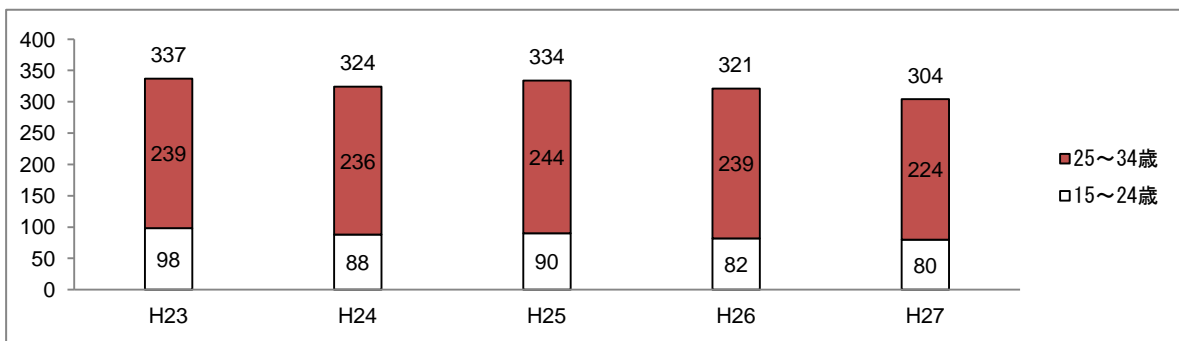
(各年3月高校卒業業者)



(岩手労働局)

【フリーターの人数の推移】〔全国〕

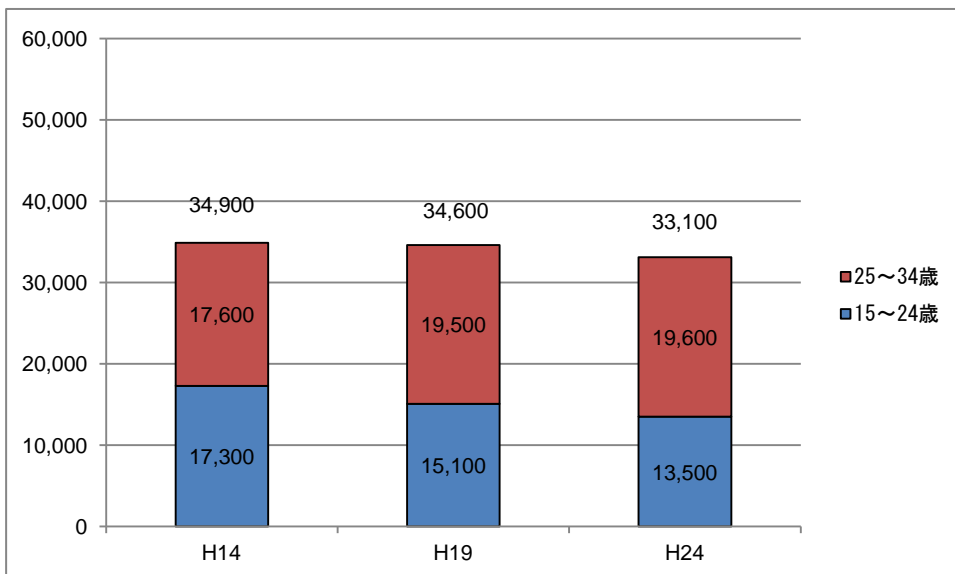
(万人)



(総務省「労働力調査（詳細集計）」)

【15歳から34歳までの者のうちパート・アルバイトの仕事をしている者の推移】〔岩手県〕

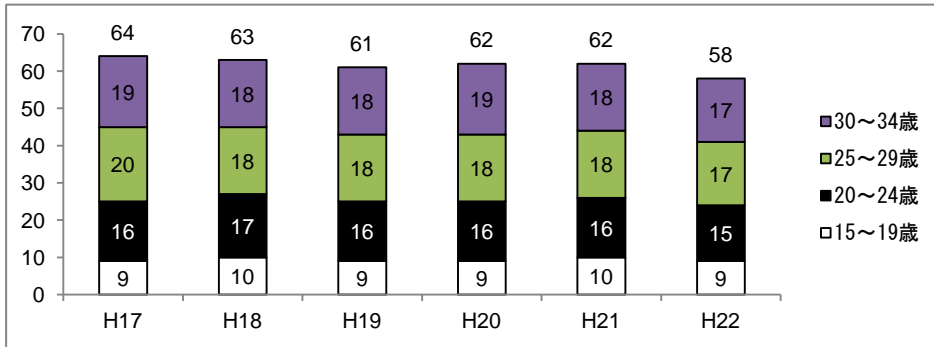
(人)



(総務省「就業構造基本調査」)

【若年無業者（ニート）の人数の推移】[全国]

(万人)

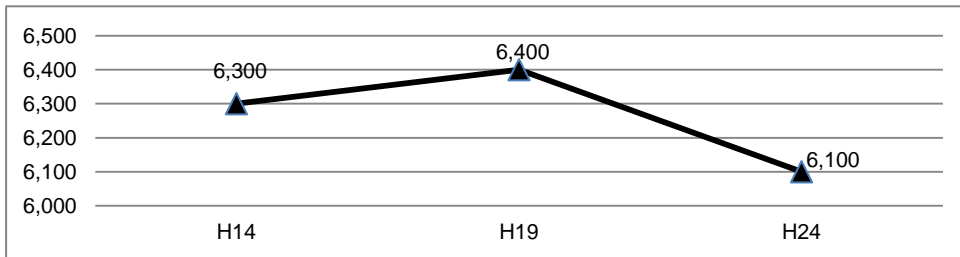


※若年無業者については15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計（下表も同じ。）

(総務省「労働力調査」)

【若年無業者（ニート）の人数の推移】[岩手県]

(人)



(総務省「就業構造基本調査」)

(4) 中高齢者

本県の中高齢者の新規求職申込件数は、平成23年度以降減少傾向にある一方、就職率は、平成21年度以降上昇傾向にあり、平成24年度及び平成25年度は40%を超える高い水準となっている。

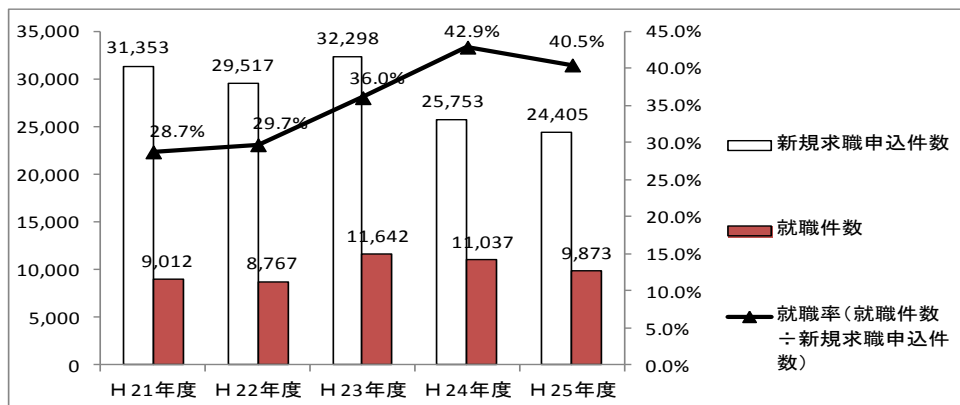
【課題】

- ・これまで培った経験や能力を活かせる分野の職業能力開発の推進
- ・豊富な経験や熟練した技能を有する者の高齢化や引退が進むことから、これを継承する環境づくり

⇒課題解決のための基本的施策：第4の2(3)

【中高齢者の一般職業紹介状況】[岩手県]

(人)



(岩手県「岩手統計年鑑」)

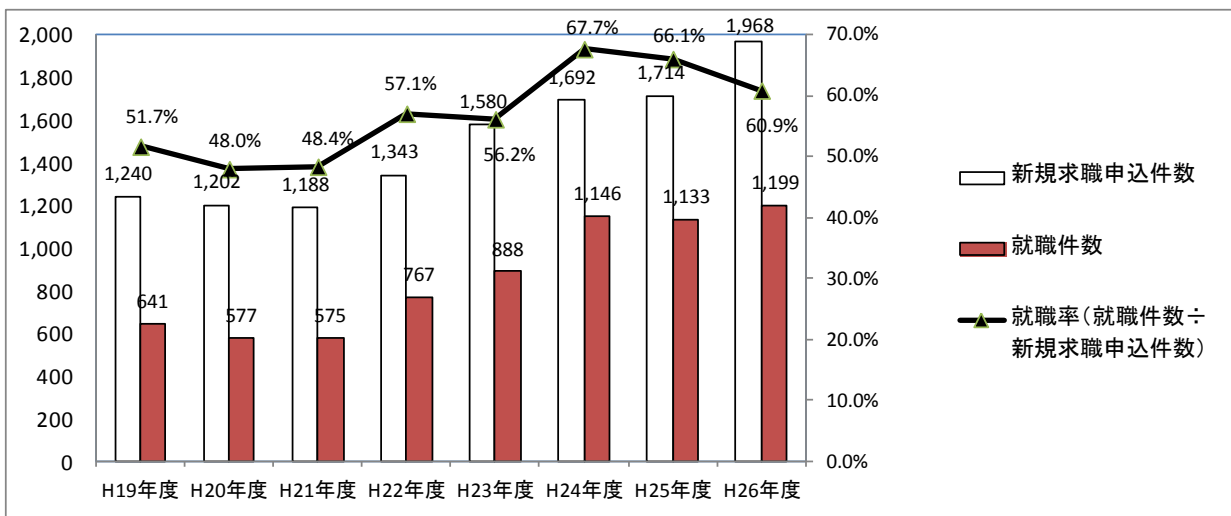
(5) 障がい者

- ・ 本県の障がい者の新規求職申込件数は増加傾向にあり、就職件数も伸びている一方、就職率は、平成24年度以降減少傾向にある。
- ・ 本県の民間企業における障がい者実雇用率は上昇傾向にあり、全国の実雇用率を上回っているが、法定雇用率（*4）2.0%をわずかに下回っている状況である。

【課題】

就労を希望する障がい者が増加傾向にある中で就職率が低下していることから、障がいの態様や求職ニーズに対応したきめ細かな職業能力開発の機会の提供
⇒課題解決のための基本的施策：第4の2(4)

【障がい者職業紹介状況】〔岩手県〕

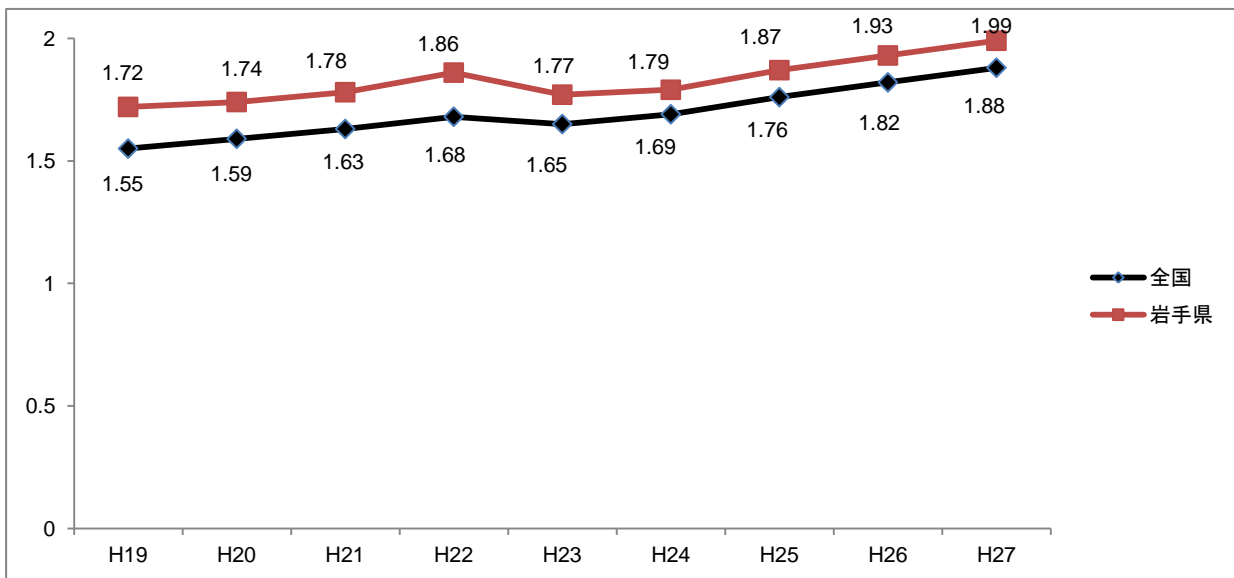


(岩手労働局「職業安定業務年報」)

【民間企業における年次別障がい者実雇用率の推移】〔全国・岩手県〕

(%)

(各6月1日現在)



(岩手労働局「職業安定業務年報」)

(6) 非正規労働者

- ・ 県内の雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は、男女とも年々上昇し、平成24年では、男性が22.9%。女性が55.0%となっている。
- ・ 本県の初職就業時の雇用形態をみると、非正規就業者として初職に就いた者の割合が年々上昇しており、「昭和62年10月～平成4年9月」では、13.9%であったものが、「平成19年10月～24年9月」では42.7%と半数に近づいている。

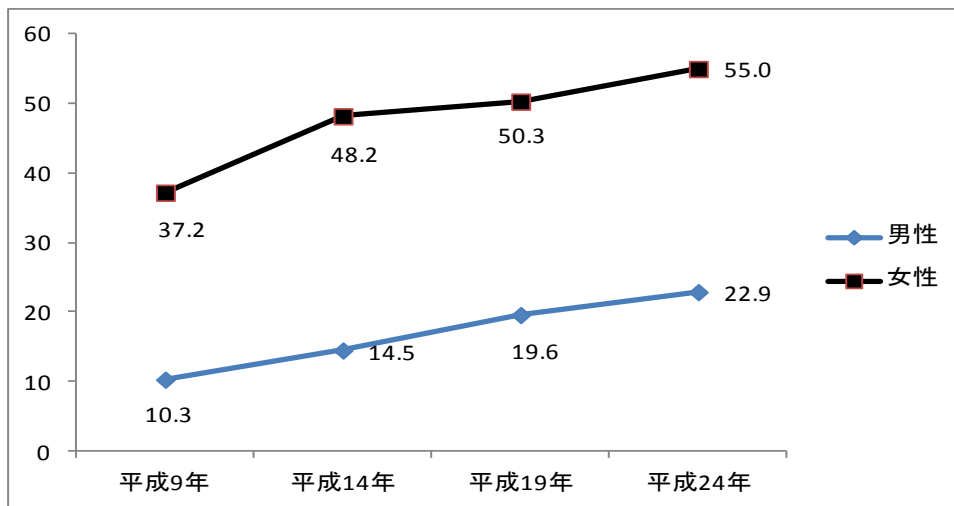
【課題】

非正規労働者の労働者全体に占める割合や非正規就業者として初職に就いた者の割合が高まっており、職業能力形成の機会に恵まれなかった労働者一人一人の適性に合った職業能力開発の機会の提供

⇒課題解決のための基本的施策：第4の2(5)

【男女別非正規の職員・従業員の推移】〔岩手県〕

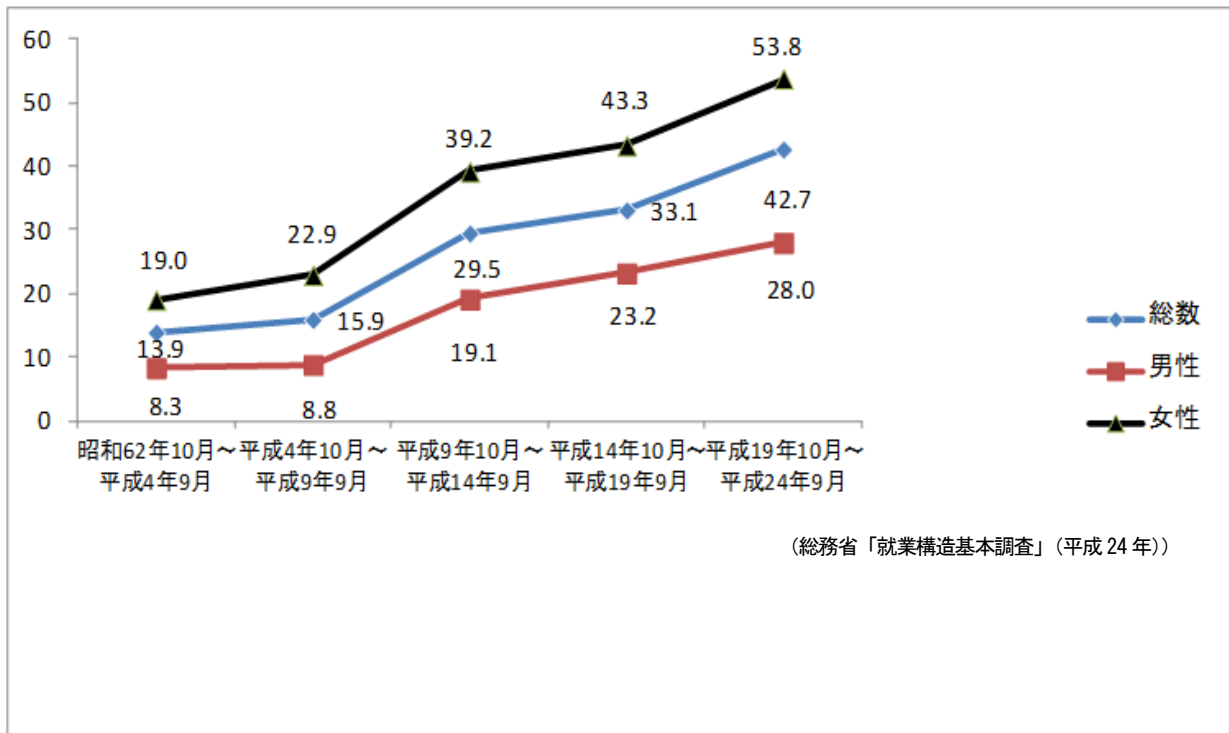
(%)



(総務省「就業構造基本調査」)

【非正規就業者として初職に就いた者の割合の推移】〔岩手県〕

(%)



3 労働の需要面の変化と課題

(1) 県の産業の動向

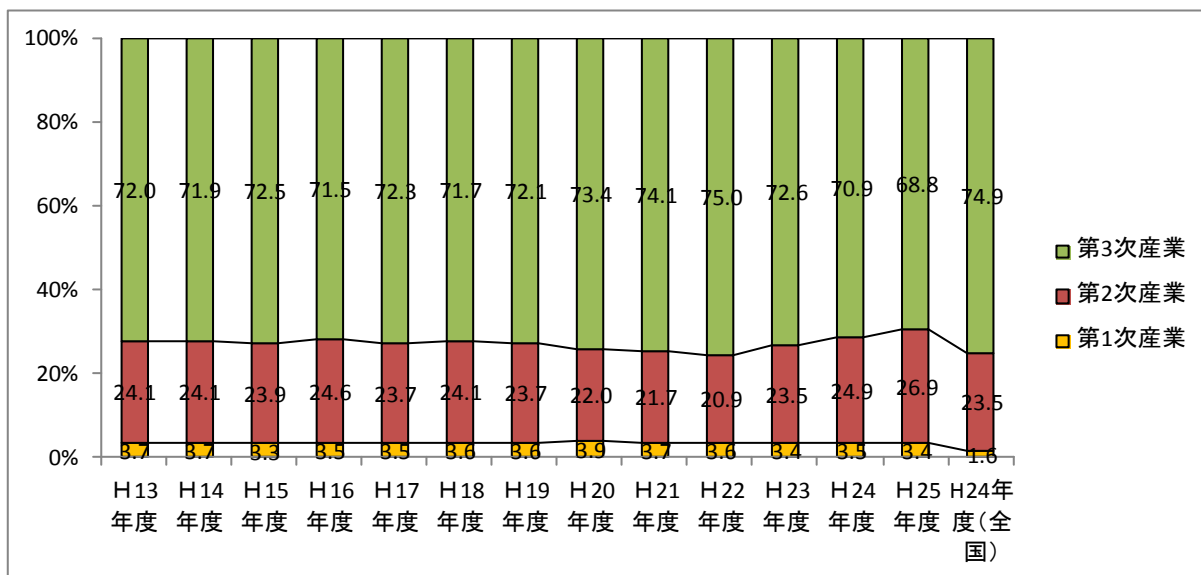
- ・ 県内総生産（名目）の産業別動向をみると、第1次産業は横ばい、第2次産業は平成23年度以降増加傾向で推移しているのに対し、第3次産業は減少傾向にある。
- ・ 県内総生産（名目）を経済活動別にみると、東日本大震災津波以降、建設業の総生産が大幅に増加しており、平成25年度の総生産は6,484億円で、サービス業8,285億円に次ぐ生産額となっている。

【課題】

東日本大震災津波の復興工事等による建設業の需要増加に対応した職業訓練の重点的な実施

⇒課題解決のための基本的施策：第4の3(1)

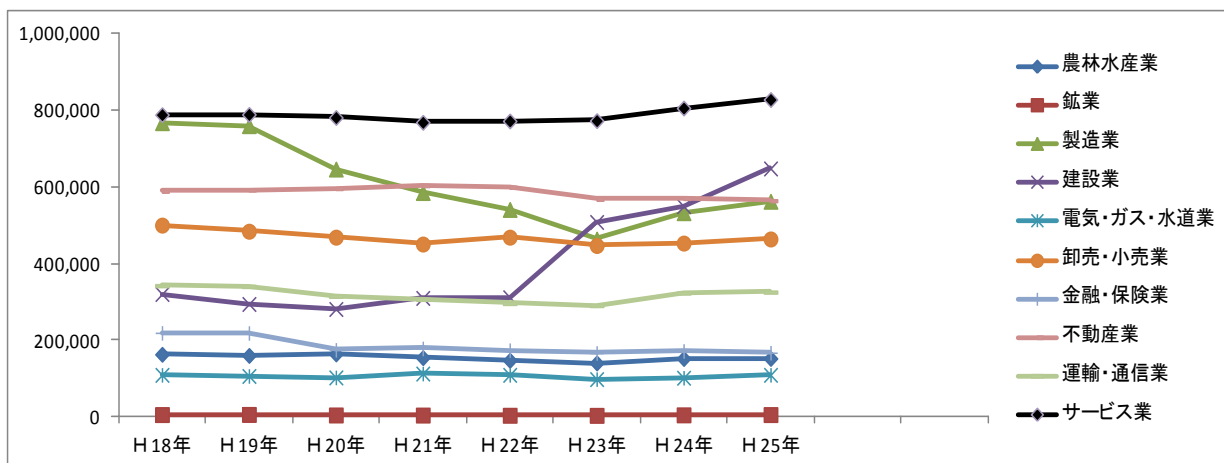
【県内総生産（名目）の産業別構成比の推移】[岩手県]



(県政策地域部「平成25年度岩手県県民経済計算年報」、内閣府「国民経済計算平成25年度確報」)

【経済活動別県内総生産（名目）】[岩手県]

(百万円)



※生産者価格表示の県内総生産
(県政策地域部「平成25年度岩手県県民経済計算年報」)

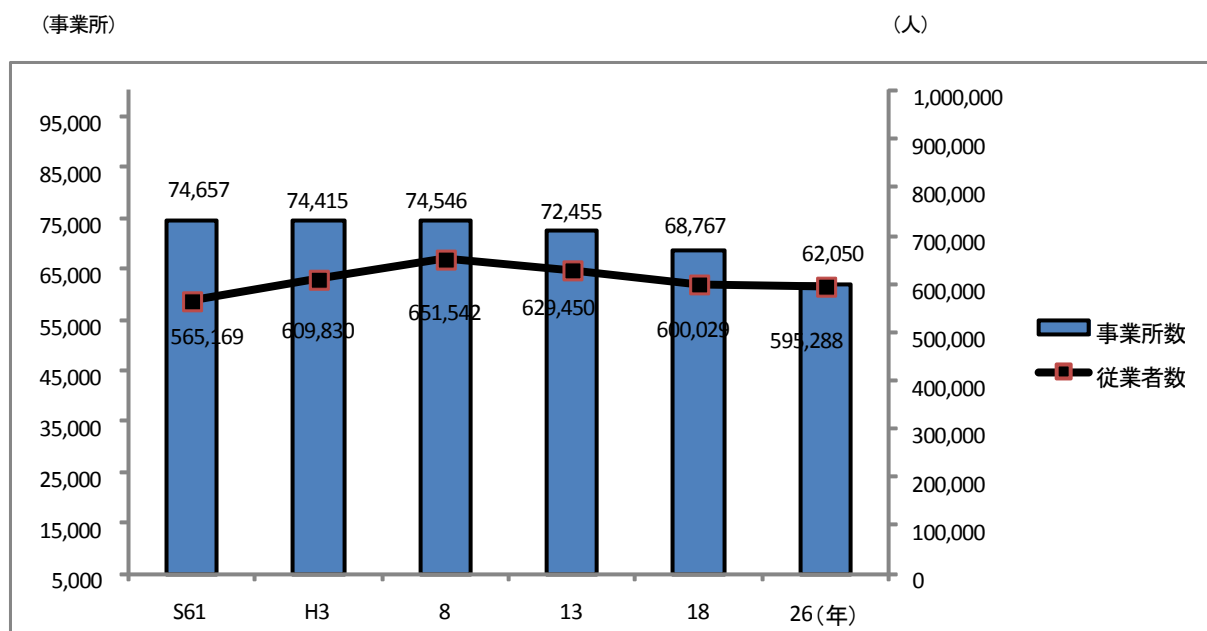
(2) 産業構造の変化

- 本県の平成 26 年 7 月 1 日時点の事業所数は 62,050 事業所、従業者数は 595,288 人と減少傾向にある。
- 本県の事業所数について、産業大分類で見ると、平成 26 年 7 月 1 日時点では、「卸売・小売業」が最も多く、次いで、「サービス業（他に分類なし）」、「宿泊業・飲食サービス業」、「建設業」の順となっており、平成 18 年と順位に変化はない。
- 本県の従業者数について、産業大分類で見ると、平成 26 年 7 月 1 日時点では、「卸売・小売業」が最も多く、次いで「製造業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類なし）」、「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順となっている。なお、平成 18 年と比べて増加しているのは、「医療、福祉」である。
- 本県の産業大分類別有業者割合をみると、平成 24 年は、「卸売・小売業」(16.1%) が最も高く、次いで「製造業」(15.1%)、「医療、福祉」及び「サービス業（他に分類されないもの）」(11.0%) となっている。平成 19 年に比べると、「建設業」(0.2 ポイント増)、「運輸業」(0.6 ポイント増)、「飲食店・宿泊業」(1.5 ポイント増)、「医療、福祉」(0.8 ポイント増)、「サービス業（他に分類されないもの）」(0.5 ポイント増)が増加した。

【課題】

医療、福祉分野など人手不足が深刻化する分野の人材育成
⇒課題解決のための基本的施策：第 4 の 3 (3)

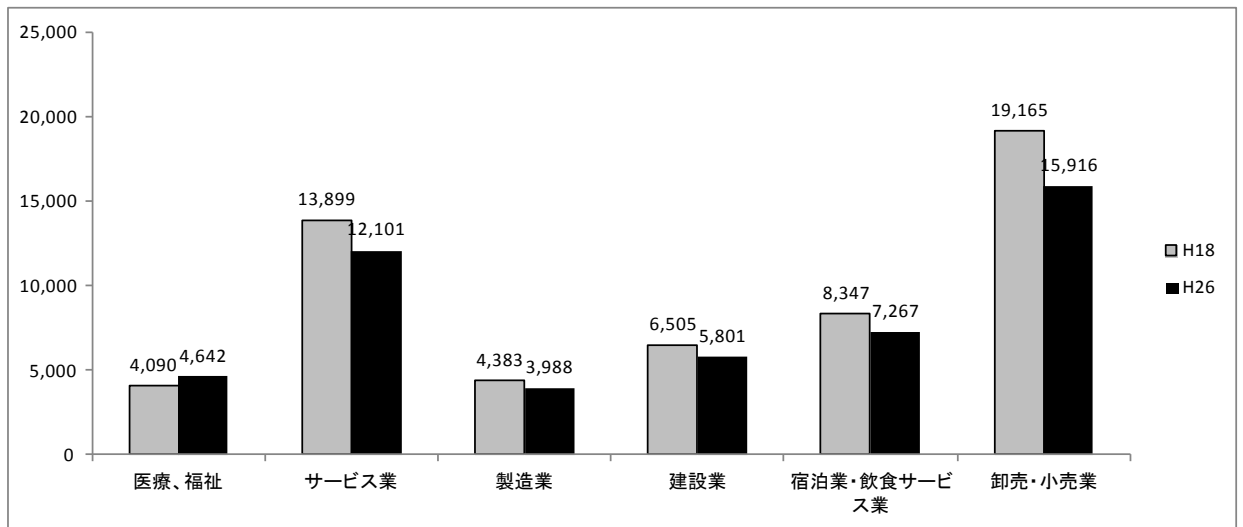
【事業所数と従業者数の推移】



(総務省「事業所・企業統計調査」)

【主な産業大分類別事業所】〔岩手県〕

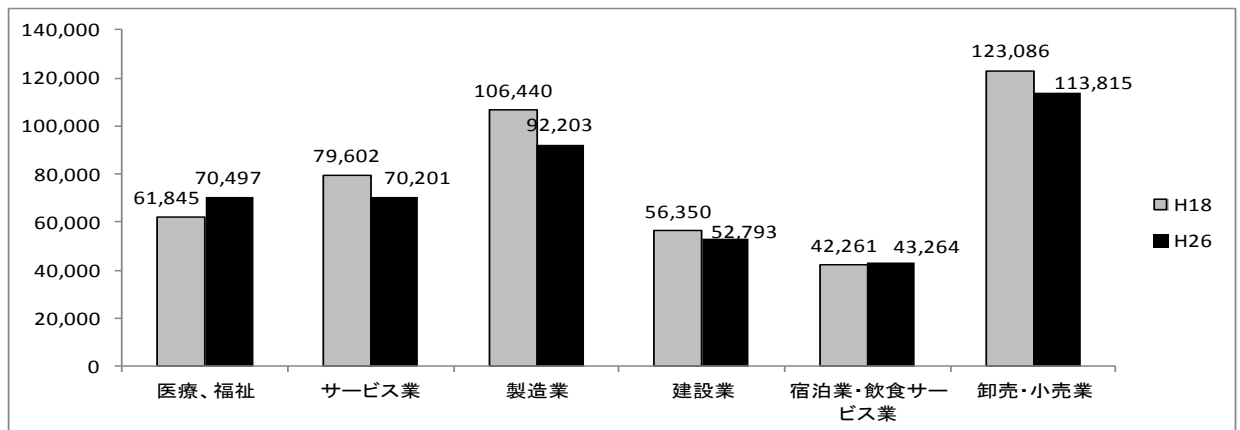
(事業所)



(総務省「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「平成26年経済センサス-基礎調査」)

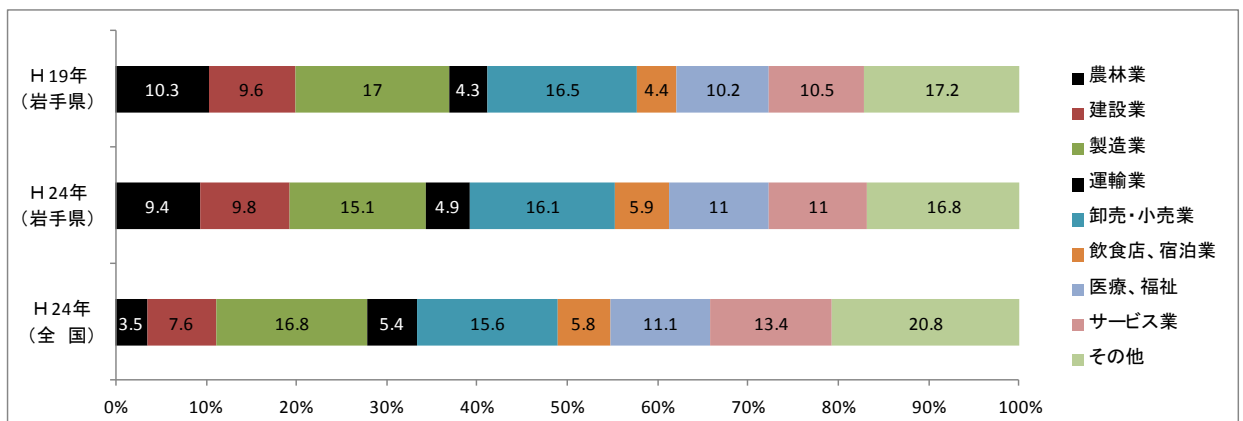
【主な産業大分類別従業者数】〔岩手県〕

(事業所)



(総務省「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「平成26年経済センサス-基礎調査」)

【産業大分類別有業者割合】〔全国・岩手県〕



(総務省「就業構造基本調査」)

(3) 企業の職業訓練

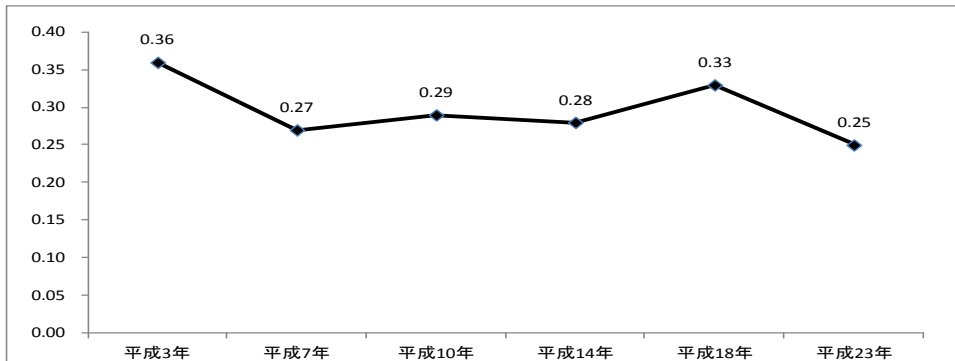
- ・ 企業においては、労働費用に占める教育訓練費の割合は、平成 23 年の厚生労働省「就労条件総合調査」によると前回（平成 18 年）より減少し、直近 20 年でも最低となっており、教育投資を控える傾向がみられる。
- ・ 本県の有業者の職業訓練・自己啓発の状況について、雇用形態別でみると、職業訓練・自己啓発をした者の割合は、「正規の職員・従業員」が 43.6%と最も高く、次いで「会社などの役員」（37.6%）、「契約社員」（36.0%）となっている。
 男女別にみると、男性は「正規の職員・従業員」が 42.8%と最も高く、次いで「会社などの役員」（42.5%）、「契約社員」（32.4%）となっており、女性は「正規の職員・従業員」が 45.2%と最も高く、次いで「契約社員」（39.3%）、「労働者派遣事業所派遣職員」（25.0%）となっている。

【課題】

- ・ 全国的に見ると、企業の労働費用に占める教育訓練費の割合が低下していることから、企業内で習得できない高度な職業訓練の機会の提供
- ・ 加えて、企業内の人材育成投資を促進する取組の強化が必要
- ・ パートやアルバイトなどの非正規労働者への職業訓練・自己啓発の機会の提供
 ⇒課題解決のための基本的施策：第 4 の 4 (4)

【全国の労働費用に占める教育訓練費の割合の推移】 [全国]

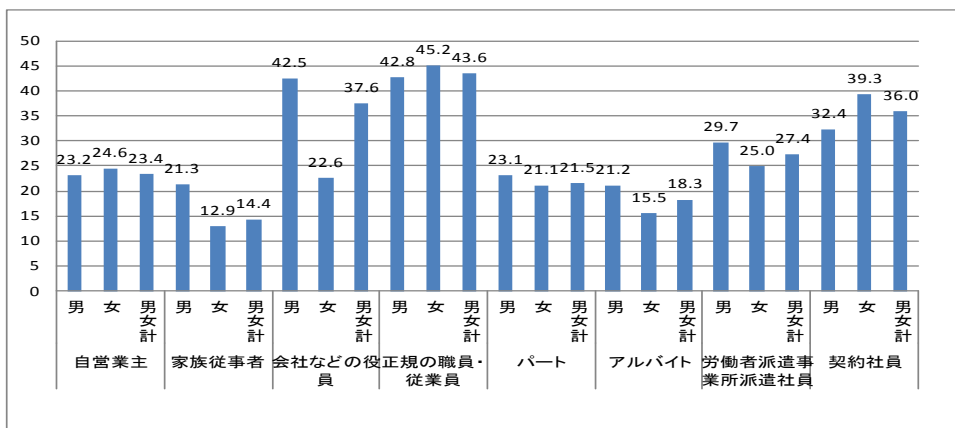
(%)



(厚生労働省「就労条件総合調査」)

【職業訓練・自己啓発をした者の割合】 [岩手県]

(%)



(総務省「就業構造基本調査（平成 24 年）」)

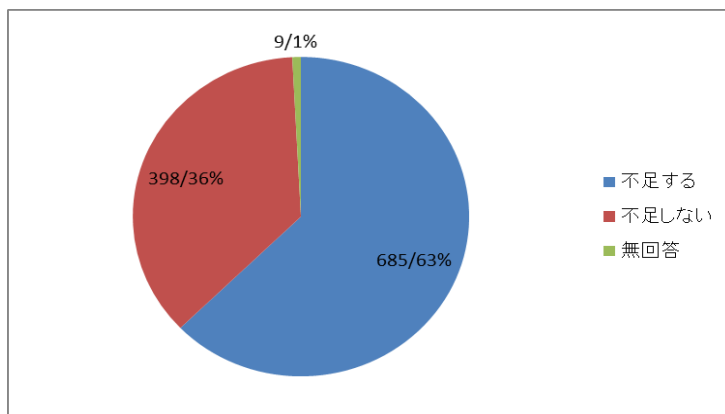
(4) 本県における職業人材の状況

- 平成 27 年度に県内の事業所を対象に県が行った調査によると、現在又は近い将来において人材が「不足する」と回答した事業所が 63%あり、過半数の事業所において人材が不足する状況となっている。
- 現在又は近い将来に不足すると考えている職種として、「技能工」が 40%と最も多く、これに続いて「技術職」が 30%、「事務職」が 25%、「販売・営業職」が 24%と続いている。
- 採用に当たり求めている人材の能力として、「積極性・意欲」が 59%で最も多く、続いて「基礎的な知識・技能」が 41%、「コミュニケーション能力」が 30%、「関係資格の取得」が 26%と続いており、基本的な能力が求められていることがうかがえる。

【課題】

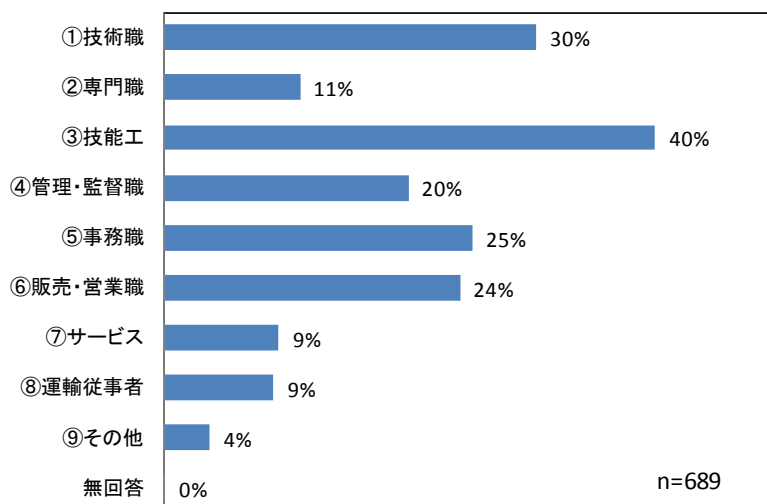
- 離職者に対し、今後需要が見込まれる分野に対応した職業訓練の機会の提供
- 一人一人の職業能力の向上による人材不足解消（生産性の向上）に向けた人材育成の強化
⇒課題解決のための基本的施策：第 4 の 3 (3)
- 地域産業のニーズに応じた労働者の職業能力底上げの推進のための支援
⇒課題解決のための基本的施策：第 4 の 4 (1)

【現在又は近い将来における人材不足の状況】〔岩手県〕

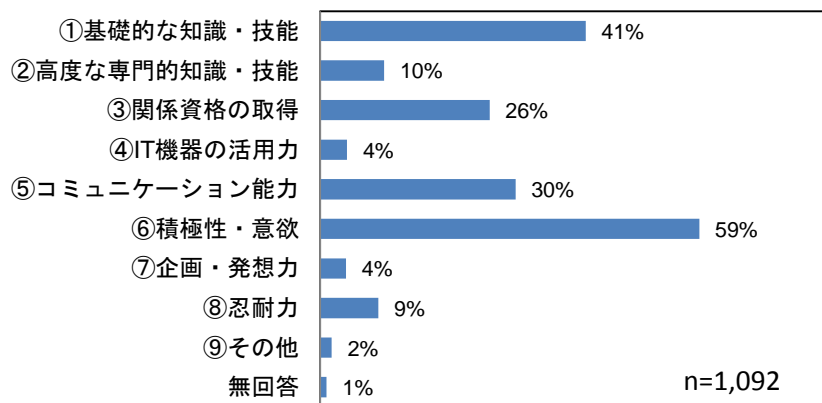


(岩手県「平成 27 年度岩手県職業能力開発基礎調査」)

【現在又は近い将来不足すると考えている人材の職種（複数回答）】〔岩手県〕



【採用に当たり求めている人材の能力（複数回答）】〔岩手県〕



岩手県「平成27年度岩手県職業能力開発基礎調査」

4 産業振興の方向

いわて県民計画（第3期アクションプラン（平成27年度～平成30年度））においては、「産業創造県いわて」を実現するために以下の政策項目を定めており、職業能力開発においてもこれらを実現するための各種施策を展開していく。

(1) 国際競争力の高いものづくり産業の振興

高度な技術を有する優れた人材を育成し、自動車・半導体関連産業の一層の集積と高度化に寄与する。また、県内各地の企業群にも優れた人材を供給することにより活発な事業活動を促し、地域の産業・雇用に好循環をもたらすとともに、復興後の次なる展開にもつながる新産業・新事業を着実に成長させ、国際競争力の高いものづくり産業の振興につなげる。

(2) 食産業の振興

本県ならではの地域資源を活用した食産業は、地域の経済と雇用を支える重要な産業の一つであり、第1次産業分野から2次・3次産業分野に至る緊密な連携により、付加価値と生産性の高い総合産業として成長しているが、沿岸地域においては東日本大震災津波により被災した水産加工業を中心に、商品開発や販路開拓等を担う人材を育成し、地域の経済活動を活発化させる。

(3) 観光産業の振興

本県の豊かな観光資源を地域自らが磨き上げるとともに、観光キャンペーンの展開や観光客の受入態勢の整備を促進するため、観光分野の人材育成を図る。特に、釜石市でのラグビーワールドカップ™の開催を見据え、台湾を中心に増加している外国人観光客の受入態勢を充実させるための人材の育成を図る。

(4) 地場産業の振興

本県の地域資源と文化に育まれた地場産業とその製品の魅力を県内をはじめ国内外の多くの人々に発信することができる人材の育成を図る。

(5) 次代につながる新たな産業の育成及び科学技術によるイノベーションの創出

自動車・半導体関連産業などに続く新たなものづくり産業や地域資源活用型産業に寄与する人材育成を図るとともに、中高生を対象とした科学技術に対する理解増進を図る取組等により科学技術を担う人材の育成を図る。

(6) **商業・サービス業の振興及び中小企業の経営力の向上**

消費者ニーズに的確に対応した新しい商品やサービスを提供できる人材の育成を図る。また、在職者訓練を効果的に実施することなどにより、地域経済の担い手として重要な役割を果たしている中小企業の従業員の職業能力の向上を図る。

(7) **海外市場への展開**

東アジア地域をはじめとする海外市場へ輸出する製品の製造に携わる人材の育成を図る。

(8) **雇用・労働環境の整備**

一人一人が能力を生かして希望する職に就き、働くことを可能とする職業能力開発施策を展開する。また、沿岸被災地域の産業の復興とともに創出される新たな雇用に対応できる人材を育成する。

【課題】

- ・ 国際競争力が高く、本県の基幹産業である自動車・半導体関連産業等の振興に対応したものづくり分野を担う人材の育成
⇒課題解決のための基本的施策：第4の3(2)
- ・ 食産業など、地域資源型産業を担う人材の育成
⇒課題解決のための基本的施策：第4の3(3)
- ・ 観光産業の振興に対応した人材の育成
⇒課題解決のための基本的施策：第4の3(3)
- ・ 地場産業や次代につながる新たな産業を担う人材の育成
⇒課題解決のための基本的施策：第4の3(3)
- ・ 従業員への教育投資を多く賄うことが難しい中小零細企業の従業員の職業能力の向上に資するための多様な在職者訓練コースの設定
⇒課題解決のための基本的施策：第4の4(4)
- ・ 海外へ輸出する製品の製造に携わる人材の育成
⇒課題解決のための基本的施策：第4の3(3)
- ・ 県民一人一人、特に、若年者、女性、障がい者などの就職を支援するためのきめ細かな職業能力開発の機会の提供
⇒課題解決のための基本的施策：第4の2

5 国における制度の見直し

(1) キャリアコンサルタントの国家資格化

「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が平成27年10月1日付で施行され、労働者からの相談に応じ助言・指導を業として担うキャリアコンサルタントの登録制度が法定され、キャリアコンサルタントが国家資格化された。

【課題】

- ・ジョブ・カード(*5)を活用したキャリアコンサルティング(*6)の推進
 - ・若年期から中高年に至るまで、職業生活の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会の設定(セルフ・キャリアドック(*7))の促進
 - ・母子家庭の母等、出産・育児・介護等により離職し、就業にブランクのある女性及び非正規労働者を対象としたキャリアコンサルティングの機会の確保
 - ・若年者のキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルティングの機会の確保
- ⇒課題解決のための基本的施策：第4の1(2)

(2) 公的職業訓練の総合的な訓練計画の策定

公的職業訓練全体で効果的に職業訓練コースを設定するため、公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施に関する計画については、平成28年度計画から、両計画を一体化した総合的な計画を国レベル及び地方レベルで策定することとなった。

【課題】

- 岩手労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)等関係機関との一層の連携の強化
- ⇒課題解決のための基本的施策：第4の4(5)

(3) 都道府県労働局の機能強化

産業界や地域のニーズを踏まえた職業能力開発施策を一層推進する観点から、都道府県労働局が国の職業能力開発行政の拠点として位置付けられ、平成27年10月から、新たに「地方人材育成対策担当官」が配置された。

【課題】

- 岩手労働局及びハローワークとの一層の連携強化
- ⇒課題解決のための基本的施策：第4の4(5)

6 職業能力開発実施機関の状況

(1) 公的機関

ア 県の職業能力開発施設

県は、県立産業技術短期大学校をはじめとして県内に5施設を設置し、新規高校卒業者を中心に、在職者を対象とした職業訓練を施設内で実施しているほか、離職者や障がい者等を対象とした職業訓練を外部の団体等に委託して実施している。

① 職業能力開発短期大学校

[産業技術短期大学校 本校]

- ・ 新規高校卒業者を主な対象として、メカトロニクス技術科をはじめ5科において、2年課程（専門課程）の高度職業訓練を実施している。
- ・ 2年課程（専門課程）卒業者及び在職者を対象として、産業技術専攻科において、オーダーメイドカリキュラムを取り入れた1年課程（応用短期課程）の高度職業訓練を実施している。
- ・ 在職者を対象として、2日間程度の高度職業訓練を実施している。
- ・ 離職者、若年者、障がい者等を対象として、職業訓練法人等の民間教育訓練機関に委託して3か月～6か月間の普通職業訓練を実施している。

[産業技術短期大学校 水沢校]

- ・ 新規高校卒業者を主な対象として、生産技術科をはじめ3科において、2年課程（専門課程）の高度職業訓練を実施している。
- ・ 在職者を対象として、2日間程度の高度職業訓練を実施している。
- ・ 離職者、若年者、障がい者等を対象として、職業訓練法人等の民間教育訓練機関に委託して3か月～6か月間の普通職業訓練を実施している。

② 職業能力開発校

[千厩高等技術専門校]

- ・ 新規高校卒業者を主な対象として、自動車システム科において2年課程の普通職業訓練を実施している。

[宮古高等技術専門校]

- ・ 新規高校卒業者を主な対象として、自動車システム科において2年課程の普通職業訓練を実施している。
- ・ 新規高校卒業者及び在職者を主な対象として、金型技術科において1年課程の普通職業訓練を実施している。
- ・ 在職者を対象として、2日間程度の普通職業訓練を実施している。
- ・ 離職者、若年者、障がい者等を対象として、職業訓練法人等の民間教育訓練機関に委託して3か月～4か月間の普通職業訓練を実施している。

[二戸高等技術専門校]

- ・ 新規高校卒業者を主な対象として、自動車システム科及び建築科において2年課程の普通職業訓練を実施している。
- ・ 在職者を対象として、2日間程度の普通職業訓練を実施している。
- ・ 離職者、若年者、女性等を対象として、職業訓練法人等の民間教育訓練機関に委託して3か月～4か月間の普通職業訓練を実施している。

【課題】

- ・ 県立職業能力開発施設における取組について、幅広く県民に周知することが必要
- ・ 地域の訓練ニーズや少子化等の状況により、必要に応じ、訓練内容や定員の見直しについて検討が必要
- ・ 厳しい行財政状況の中にあっても、経年劣化した施設について、適切な訓練環境の確保が必要
⇒課題解決のための基本的施策：第4の6(1)

イ 国の職業能力開発施設

「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」が平成23年4月27日付で公布され、同年10月1日をもって同機構が廃止されたことに伴い、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が国に代わって職業能力開発施設を設置し、運営している。

〔岩手職業能力開発促進センター〕

- ・ 離職者を対象として、テクニカルオペレーション科をはじめとして6科において6か月間の短期課程の普通職業訓練を実施している。
- ・ 在職者を対象として、2日～4日間程度の短期課程の高度職業訓練を実施している。
- ・ 求職者支援制度の普及及び訓練の認定や指導を行っている。
- ・ 事業主が行う職業訓練に対する援助事業を実施している。
- ・ 訓練の質の確保や更なる向上を図るために策定された「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン（*8）」についての研修を職業訓練法人等、民間職業訓練機関に対して実施している。
- ・ 東日本大震災被災地域の離職者等を対象として住宅施工技術科等において6か月間の短期課程の普通職業訓練を実施している。

【課題】

雇用情勢の改善により入所者数が減少しているため入所者数の確保が課題
⇒課題解決のための基本的施策：第4の6(2)

(2) 職業訓練法人

職業訓練法人は、自ら設置した施設又は市等が設置した施設を借り受け、県内15施設で認定高等職業訓練校として（施設の管理を市等から受託し）、在職者等を対象とした職業訓練を実施しているほか、国や県からの委託を受けて、離職者や障がい者等を対象とした職業訓練を実施している。

〔職業能力開発校（認定高等職業訓練校）〕

- ・ 在職者を主な対象として、木造建築科等において1年～4年間の普通職業訓練（養成訓練）を実施している。
- ・ 在職者を主な対象として、12時間以上6か月未満の普通職業訓練（向上訓練）

を実施している。

- ・ 県からの委託を受けて、離職者、若年者、障がい者等を対象とした、3か月～4か月間の普通職業訓練を実施している。
- ・ 新規高校卒業者を主な対象として、コンピュータ・ビジネス科とコンピュータ・システム科の2科において、2年課程の普通職業訓練を実施している。(北上コンピュータ・アカデミー)

[専門学校等の民間教育訓練機関]

- ・ 国や県からの委託を受けて、離職者、若年者、障がい者等を対象として、3か月～24か月間の普通職業訓練を実施している。

【課題】

職業訓練法人の構成員の多くが建築・建設関連業種であるため、訓練科のほとんどがこれらの業種関連であるが、地域経済の活性化のためには、より多様な業種の訓練科の設定が必要

⇒課題解決のための基本的施策：第4の6(3)

(3) その他の施設

職業能力開発促進法に基づく施設ではないが、専門学校等の民間教育訓練機関においても職業訓練・職業教育を実施している。

(参考) 職業訓練の種類と職業能力開発施設の関係

訓練の種類	訓練課程	訓練対象者	県	国	事業主 団体等	実施施設
高度職業訓練	専門課程	新規高校卒業者	◎	—	—	産業技術短期大学校
	応用短期課程	専門課程卒業者 在職者	◎	—	—	産業技術短期大学校
	専門短期課程	在職者	◎	◎	—	産業技術短期大学校 ポリテクセンター岩手
普通職業訓練	普通課程	新規高校卒業者	◎	—	◎	高等技術専門学校 北上コンピュータ・アカデミー
		在職者	—	—	◎	認定高等職業訓練校
	短期課程	在職者	◎	—	◎	高等技術専門学校 認定高等職業訓練校
		離職者	◎、○	◎、○	△	ポリテクセンター岩手 認定高等職業訓練校等
		障がい者	○	—	△	認定高等職業訓練校等

◎：施設内で自ら実施するもの、○：委託して実施するもの、△：受託して実施するもの、—：実施していないもの

第3 職業能力開発の方向性

第2に示した職業能力開発を巡る環境の変化に鑑み、職業能力開発の方向性を以下のとおり定める。

1 生産性向上に向けた人材育成の強化

国の第10次職業能力開発基本計画においては、生産性向上に向けた人材育成の強化として、IT人材層を分厚くする取組の強化・加速化が掲げられている。国においては、我が国の労働生産性向上のカギとしてITの活用を捉えており、生産年齢人口が急速に減少している本県においてもITの活用による生産性向上は不可欠である。また、経済のグローバル化の進展から取り残されないためにも、IT人材の育成は急務である。このことから、高度なIT人材を育成するための職業訓練の開発等を、機構等関係機関と連携して実施していく。

また、本県は、全国を上回るスピードで少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少している中で、人口減少に立ち向かって、産業の発展を図っていくためには、女性、若者、中高年齢者、障がい者等を含めた一人一人が職業能力を底上げすることにより生産性を高めていく必要がある。

2 「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障がい者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進

「全員参加の社会の実現加速」に向け、女性に対しては結婚、出産、子育てなどのライフステージに応じた多様な働き方を可能とする職業能力開発の促進、就労経験に乏しい若者に対しては社会適応能力や職業意識の醸成を図る職業能力開発の促進、中高年齢者に対してはそれまで培った経験や能力を活かせる職業能力開発の機会の提供、障がい者に対しては障がいの態様や求職ニーズに対応したきめ細かな職業能力開発の機会の提供を図るなど個々の訓練ニーズに応じた施策を展開していく。

3 産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進

本県の有効求人倍率は平成25年度以降1倍を超える状況にあるが、建設分野等、特定の分野での人手不足が深刻となっており、また、高齢化の一層の進展により介護人材の大幅な不足も予想されているため、これらの分野への就職を促進する職業訓練を重点的に実施していく。

また、本格復興の完遂とその先の更なる展開に向けて、建設分野等、復興需要を担う人材の育成が不可欠であり、これらの分野への就職を促進する職業訓練を重点的に実施していくほか、被災地域の経済活性化に向けて、被災地域の産業振興施策に対応した職業能力開発施策を実施し、必要な人材を供給していく。

さらに、「産業創造県いわて」の実現に向けて、労働局及び機構等、関係機関と連携し、国の「地域レベルのコンソーシアム事業(*9)」を活用するなどして、ものづくり分野における優れた人材の育成を図っていく。

なお、本県は2つの世界遺産を有するなど、観光面での優位性を持ち、また、豊かな観光資源に恵まれているほか、ラグビーワールドカップ2019™日本大会が釜石市で開催されるなど、観光分野の人材育成が急務であることから、観光業界の求人ニーズに対応した職業能力開発施策を実施していく。

4 人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開

本県は全国を上回るスピードで生産年齢人口が減少している中で、産業の発展を図っていくには、職業能力開発制度と職業能力評価制度を中心とした労働市場インフラの戦略的展開が重要であり、そのためには、国と県の計画を一体化した総合的な訓練計画を策定するに当たっても、人材ニーズを的確に捉えるとともに、労働局、機構等関係機関と連携を密にする必要がある。

また、業界内検定や社内検定の拡充・普及を図ることにより労働者の自発的な職業能力開発を推進していく。

さらに、形成された職業能力が適正に評価されるとともに、企業が求める職業能力とのミスマッチを抑制させるため、国における技能検定制度や本県独自の技能評価認定制度などの職業能力評価制度等の普及に努めていく。

そのほか、ジョブ・カード制度の活用促進により、労働者個人のキャリアアップや非正規労働者の正社員化、多様な人材の円滑な就職等の促進につなげていく。

5 技能の振興

技能尊重気運を醸成することにより、技能の継承と発展を図り、若年技能者の育成につなげていく。

6 職業訓練のインフラの充実等

産業の高度化及び多様化により、今後ますます重要性を増す職業能力開発施策を効果的に実施するため、職業訓練のインフラの充実等に努めていく。

第4 職業能力開発の基本的施策

1 生産性向上に向けた人材育成の強化

(1) IT人材育成の強化・加速化

国の第10次職業能力開発基本計画においては、生産性向上に向けた人材育成の強化として、IT人材層を分厚くする取組の強化・加速化が掲げられている。国においては、我が国の労働生産性向上のカギとしてITの活用を捉えており、生産年齢人口が急速に減少している本県においてもITの活用による生産性向上は不可欠であり、また、経済のグローバル化の進展から取り残されないためにも、IT人材の育成は急務である。このことから、既存の学卒者訓練のほか、在職者訓練、離職者等再就職訓練及び求職者支援訓練におけるIT分野の訓練の拡充を検討するとともに、さらに、高度なIT人材を育成するための職業訓練の開発等について、機構等関係機関と連携して実施していく。

① 専門実践教育訓練給付制度(*10)等におけるIT分野の講座拡充に向けた検討 [国]

労働者等がIT分野の教育訓練を受けることが中長期的なキャリア形成、ひいては雇用の促進や職業の安定に資すること等を踏まえ、労働者が自発的にIT技術を習得することを支援するため、専門実践教育訓練給付制度においてIT分野の講座拡充に向けた検討を行う。

② キャリア形成促進助成金(*11)制度の活用の促進 [国]

企業内において高度なIT人材を育成するために、キャリア形成促進助成金等により、IT業界と企業が連携した雇用型訓練を通じた実践的な人材育成を推進

する。

③ 国の「地域レベルのコンソーシアム事業」等を活用した IT 人材の人材育成に資する職業訓練コースの開発及び検証 [機構]

企業・業界団体、民間教育訓練機関、行政機関等が協働して、より就職可能性を高めるための離職者向け職業訓練コースを開発・検証する「地域レベルのコンソーシアム事業」等において、IT 人材の育成に資する職業訓練コースの開発・検証を検討する。

④ IT 分野における離職者等再就職訓練（委託訓練）の拡充の検討 [県]

離職者等再就職訓練（委託訓練）において、広く IT を活用できる人材を育成するため IT 分野における訓練コースの拡充を検討する。

⑤ IT 分野の在職者訓練の拡充の検討 [県、認定職業訓練団体]

認定職業訓練については、従業員の IT 活用能力の開発を積極的に行えるよう、広く IT を活用できる人材を育成するため IT 分野の訓練コースの拡充を検討する。また、県立職業能力開発施設にあっては、施設内・外において IT 人材の育成に資する在職者訓練の拡充を検討する。

⑥ 高等教育機関と連携した IT 分野の人材育成 [県]

「岩手県ものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター」を拠点に、学生や社会人を対象にした「ものづくりとソフトウェアの両面の知識を有する技術者」の養成講座を開催するなど、高度技術人材の育成を推進する。

⑦ 県立職業能力開発施設における IT 分野の充実に向けたカリキュラムの充実の検討 [県]

高度化する IT 産業に対応した訓練を実施するため、企業や高等教育機関との連携を強化しながら、高度な人材の育成や、広い分野において IT を活用できる人材を育成できる訓練環境を提供する。

(2) 労働者の主体的なキャリア形成の推進

労働者個人が主体的に職業生活設計を行うことができるように、必要な情報を提供するとともに、職業選択や職業訓練の受講等の能力開発を適切に行う環境を整備していく。

また、職業生活の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定するセルフ・キャリアドックの導入を推進する。

① キャリアコンサルティングの計画的な実施 [国]

個々の労働者が自らのキャリアについて主体的に考え、定期的に自身の能力開発の目標や身に付けるべき知識・能力・スキルを確認できる機会を計画的に提供する機会を整備する。

② ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの推進 [国]

ジョブ・カードについて、平成 27 年 10 月から、労働者個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するため、生涯を通じたキャリア・プランニングのツール及び職業能力証明のツールとして活用するものに見直されたことを踏まえ、キャリアコンサルティングの場面において一層の活用を促進する。

③ キャリアコンサルタントの専門性向上や労働者個人や企業等の課題解決を促す仕組みの検討 [国]

キャリアコンサルタントについて、継続的な質の保証を図りつつ計画的に養

成を進める。併せて、活動分野ごとに求められる役割等に応じたキャリアコンサルタントの専門性向上の取組や、労働者個人や企業等が直面する課題解決を促す仕組みの検討を進める。

④ 訓練指導員のカウンセリング研修等の実施 [県]

訓練生の就職支援相談やカウンセリング等に対応するため、職業訓練指導員を対象としたオーダーメイド研修（*12）などにおいてカウンセリング研修等を実施する。

⑤ セルフ・キャリアドックの推進 [国]

セルフ・キャリアドックの導入を推進するため、導入マニュアルの作成や、導入・実施する事業主に対する支援や好事例の周知等を行う。

⑥ 教育訓練給付制度（*13）の活用の促進 [国]

制度の更なる周知・広報を行うとともに、特に専門実践教育訓練給付制度については、講座の質・量両面からの充実を推進する。

(3) 企業・業界における人材育成の強化

企業・業界における自主的な職業能力開発が計画的に実施されるよう、職業能力開発関連情報の提供や県立職業能力開発施設における在職者訓練の実施のほか、労働者の能力開発やキャリア形成支援に必要な取組を支援する。

① 企業内の人材育成のためのキャリア形成促進助成金の活用の促進 [国]

成長が見込まれる分野や人手不足分野等に重点を置きつつ、労働者の能力開発を通じた生産性の向上、グローバル人材育成等のため、キャリア形成促進助成金による訓練機会確保や同助成金の手続の簡素化、周知広報を通じた一層の活用促進により企業内又は業界単位での人材育成を促す。

② 認定職業訓練の効果的な活用の促進 [県]

企業と地域の認定高等職業訓練校とが連携し、地域産業を支える人材を育成するために必要な職業訓練を実施する。

③ 在職者訓練の実施 [県]

中小企業等のニーズを踏まえて、県立職業能力開発施設における在職者訓練を実施する。

④ ニーズに即したオーダーメイドによる在職者訓練の実施 [県]

中小企業等からのオーダーによる県立職業能力開発施設における能力開発セミナーの開催や産業技術短期大学校産業技術専攻科のカリキュラムの設定を行う。

⑤ 雇用型訓練を行う事業主への支援の拡充等による OJT や OFF-JT の実施推進 [国]

企業の OJT や OFF-JT の実施を推進するため、業界等の人材育成の課題を踏まえた実践的で職場へのマッチングに資する訓練である雇用型訓練を行う事業主への支援の拡充等を推進する。

⑥ 認定職業訓練制度について、訓練に取り組む事業主等への支援の拡充を通じた活用促進 [国]

民間の活力を活かした認定職業訓練制度について、建設業等の人材が不足している産業における担い手を確保する観点からも、訓練に取り組む事業主等への支援の拡充等を通じ、活用促進を図る。

⑦ 職業能力開発施設の訓練指導員の企業派遣 [機構、県]

公共職業能力開発施設の訓練指導員を企業へ派遣すること等により、企業における職業能力開発を支援する。

【目標】

項 目	現状（平成 27 年度）	各年度達成すべき目標
情報系分野の離職者等再就職訓練の受講者数・就職率	189人 79.0%	200人 80.0%

2 「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障がい者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進

(1) 女性の活躍促進に向けた職業能力開発

出産・育児・介護のために長期に離職した女性や就業経験が少ない母子家庭の母等は、十分な職業能力の形成の機会に恵まれていない場合が多いことから、就業相談を通じて、一人一人の状況に応じた適切な情報を提供するほか、企業の求人状況を踏まえながら、再就職に結びつく職業能力開発の機会を提供する。

① 離職者等再就職訓練における「育児等と両立しやすい短時間訓練コース」の設定及び託児サービス付き訓練コースの拡充【県】

育児や介護をしながら再就職を目指す女性を対象とした短時間の訓練コースを設定するほか、託児サービス付き訓練コースの拡充等を行う。

② マザーズコーナー（*14）等での就業相談、職業あっせんの実施【ハローワーク】

子育てをしながら就職を希望する女性に対して、予約による担当者制の職業相談、保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など一貫した就職を支援する。

また、母子家庭の母等や、出産・育児・介護等により離職し、就業にブランクがある女性を対象として、キャリアコンサルティングの機会を確保し、個々の課題に配慮した、積極的な職業能力開発機会の提供を推進する。

③ 母子家庭の母等への就業相談・就業支援等の実施【県】

母子家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会等を行い、自立や就業継続のための支援を行う。

④ 母子家庭の母等の職業的自立促進事業による委託訓練の実施【県】

母子家庭の母等の能力、適性及び地域の雇用ニーズに合致した委託訓練を実施することにより、母子家庭の母等の自立支援を図る。

⑤ 女性就業援助事業（技術講習）の実施【県】

子育てを終えて再就職を希望する女性に対して、職業能力開発の機会を提供し、再就職を支援する。

(2) 若者の職業能力開発

望ましい勤労観・職業観の形成や人間関係調整能力などの豊かな人間性の涵養、就業力の向上に係る発達段階に応じた教育を推進するため、岩手県教育委員会が作成する「キャリア教育全体計画」や県内の各大学が策定したプログラムに沿って、関係者が相互に協力しながら各種施策に取り組む。

また、若年者自身が職業について考えることや、自らの適性にあった職業選択

ができるように、職業的自立支援を強化し、適切な助言や知識・技能の習得のほか、コミュニケーション能力等の基礎的能力を向上させることができる教育訓練機会を提供する。

さらに、初等中等教育を含む学校段階から多様な職業について理解を深め、就業前段階で適切な職業意識を身に付けさせるため、学校等関係機関と連携し、児童・生徒等への職場体験等の支援とともに、ものづくり体験や技能講習会、「ものづくりマイスター（*15）」による実技指導の実施を推進する。

加えて、就業経験の少ない若者が、就職するために必要なスキルを得るうえで効果的な、企業実習付きの日本版デュアルシステムによる訓練の受講を推進する。

① 小中学校及び高校におけるキャリア教育の取組支援 [県]

岩手県教育委員会が作成する「キャリア教育全体計画」等に基づき、発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育の取組を支援する。

② 大学におけるキャリア教育の取組 [各大学]

学生の就業力を育成するため、各大学においてプログラムを策定し、初年次からの一貫した就職への意識の醸成や職業観の確立を図る。

③ 「ものづくりマイスター」の活用 [職業能力開発協会]

初等中等教育を含む学校段階から多様な職業について理解を深め、就業前段階で適切な職業意識を身に付けさせるため、学校等関係機関と連携し、児童・生徒等への職場体験等の支援とともに、ものづくり体験や技能講習会、「ものづくりマイスター」による実技指導の実施を推進する。

④ 学校等関係機関との連携による支援 [県]

学校を中退し、又は卒業後就職できない若者について、地域若者サポートステーション（*16）（盛岡市、一関市）において支援を行うとともに、学校等の関係機関との連携による切れ目ない支援の強化を行う。

⑤ セルフ・キャリアドックの推進 [国]

若者のキャリア形成を支援するため、セルフ・キャリアドック等によるキャリアコンサルティングの機会を確保する。

⑥ 企業実習付きの日本版デュアルシステム訓練の実施 [県]

就業経験の少ない若者が、就職するために必要なスキルを得るうえで効果的な日本版デュアルシステム訓練、雇用型訓練等による若者向けの訓練の推進を図る。

⑦ 学卒者訓練における更なる就職率向上に向けた取組の充実 [県]

積極的に訓練の成果の情報発信を行うとともに、就職面接会等を活用して、就職を希望する学生を支援する。

⑧ 地域若者サポートステーション事業による支援 [国、関係市]

ニート等の若者について、将来生活困窮に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の担い手とするため、地域若者サポートステーションにおいて、地方自治体と協働した職業的自立に向けた専門的相談等の支援を行う。

⑨ 学卒未就職者に対するジョブサポーター（*17）による支援 [国]

学校と密接に連携し、求人情報の提供、各種就職支援セミナーの開催、求人開拓のほか、職業相談、応募先の選定、面接指導等の一貫した個別支援を実施する。

⑩ キャリアコンサルタント等のキャリア教育に資する人材の育成 [国]

学校生活から就労への円滑な移行のために、キャリア教育を行う専門人材の養成が求められていることから、労働行政がこれまで培ってきたツールやノウハウを活かし、関係機関と連携しつつ、キャリアコンサルタント等のキャリア教育に資する人材を養成する。

⑪ ジョブカフェにおける就業支援 [県]

自らの適性或職業能力を的確に把握し、求められる職業能力に対応できるように、ジョブカフェにキャリアカウンセラーを配置し、ハローワークと連携して、職業に関する相談援助、職業紹介など、若年者の就業のための一連のサービスをワンストップで提供する。

⑫ 就業支援員による就業支援 [県]

地域ごとに就業支援員を配置し、若年者の職場定着支援、高校生の就職支援、就業に関する相談対応などを行う。

(3) 中高年齢者の職業能力開発

中高年が多様な経験と熟練した技術・技能等を十分発揮できるよう、中高年のキャリア形成を支援するため、セルフ・キャリアドック等による若年期からの継続的なキャリアコンサルティングの機会を確保する。

また、在職中の職業能力開発の向上が必要との視点から、キャリア形成促進助成金による雇用する労働者に対する訓練機会の確保や更なるスキルアップを図る在職者向けの訓練を実施する。

① セルフ・キャリアドックの推進 [国]

中高年が多様な経験と熟練した技術・技能等を十分発揮できるよう、中高年のキャリア形成を支援するため、セルフ・キャリアドック等による若年期からの継続的なキャリアコンサルティングの機会を確保する。

② キャリア形成促進助成金の活用の促進 [国]

事業主が、その雇用する労働者に対し、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援を推進した場合に、訓練経費等を助成するキャリア形成促進助成金の活用を促進し、労働者のキャリア形成を支援する。

③ 中高年齢者に対する新たな職業能力開発訓練コース等の支援策の開発・検証 [国]

新たな場での活躍を期する中高年齢者に対して、今までの経験・能力に足りない知識や技能を身に付けるとともに、必要な意識の見直しを行うことができるよう、経験交流会など再就職に向けた準備支援を含む新たな職業訓練コース等の支援策の開発・検証を実施する。

④ シニアワークプログラム地域事業 (*18) の推進 [労働局]

55歳以上でハローワークに求職登録をした高齢求職者を対象に、雇用・就業を前提とした技能講習等を実施する。

(4) 障がい者の職業能力開発

障がい者の雇用・就労が円滑に行われるように、地域の福祉関係機関や労働関係機関との連携を図りながら、就学時期から卒業後に至る各段階での障害特性に応じたきめ細かな職業能力開発の機会を提供する。

また、障がい者技能競技大会を開催し、障がい者一人一人の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々への障がい者に対する理解と認識を深め、

障がい者雇用の促進につなげていく。

① 障がい者の態様に応じた委託訓練の実施 [県]

地域の多様な民間職業訓練機関等を活用し、障がい者の能力、適性及び障がい者雇用ニーズに対応した機動的な委託訓練の実施に努める。

② 関係機関との連携の強化 [県、ハローワーク、関係団体]

訓練実施主体である県、機構、労働局及びハローワークが中心となって、地域における雇用、福祉、教育、医療・保健及び経済団体等関係機関との連携・協力体制を推進する。

③ アビリンピック（全国障害者技能競技大会）への参加 [県]

アビリンピック（全国障害者技能競技大会）への参加を推進し、障がい者一人一人の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々への障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者雇用の促進につなげていく。

④ 岩手県障がい者技能競技大会の開催 [県、機構]

障がい者の職業能力の向上と雇用の促進を図るため、ワープロ、パソコン等の職種による障がい者技能競技大会を開催する。

⑤ 障がい者への支援体制の強化 [国、県]

公共職業能力開発施設において、施設のバリアフリー化を推進し、障がい者の入校を促進するとともに、障がい者への支援体制の強化を図る。

(5) 非正規雇用労働者の職業能力開発

非正規雇用労働者の正社員への移行を推進するため、国のキャリアアップ助成金（*19）の普及を図るなどして、企業内の訓練機会の確保に努める。

また、離職した非正規雇用労働者の就職を促進するため、離職者等再就職訓練の実施の推進を図り、特に、正規雇用の経験が少ない者を安定した雇用に結び付ける効果的な方策である企業実習付きの日本版デュアルシステム訓練の受講の勧奨に努める。

さらに、非正規雇用労働者など雇用保険の受給資格のない離職者への職業訓練と訓練期間中の生活支援（給付）を行う職業訓練制度である「求職者支援制度」を推進する。

① キャリアアップ助成金の普及等による企業内の訓練機会の確保 [国]

非正規雇用労働者の正社員への移行を推進するため、キャリアアップ助成金の活用等による職業訓練機会の確保や、同助成金の手続の簡素化・周知広報を通じた活用を促進する。

② 離職した非正規労働者に対する離職者等再就職訓練の実施 [県]

離職した非正規労働者の就職を促進するため、離職者等再就職訓練において求職者のニーズを踏まえて訓練コースの設定を行う。

③ 企業実習付きの日本版デュアルシステム訓練の受講勧奨 [県、ハローワーク]

正規雇用の経験が少ない者を安定した雇用に結び付ける効果的な方策である日本版デュアルシステム訓練などの雇成型訓練を拡充する。

④ 岩手県地域職業訓練実施計画に基づく求職者支援訓練の実施 [労働局]

岩手労働局が設置する「岩手県地域訓練協議会」において、関係機関が非正規雇用労働者の職業能力開発を推進する訓練内容等を協議し、岩手県地域職業訓練実施計画を策定する。

⑤ 求職者支援訓練実施機関の開拓、申請の認定、訓練の指導 [機構]

求職者支援訓練の円滑な実施のため、求職者支援訓練の訓練実施機関の開拓並びに訓練実施機関に対する認定及び助言・指導を行う。

⑥ キャリアコンサルティングの機会の確保 [国]

企業内における能力開発の機会に恵まれにくい非正規雇用労働者に対するキャリアコンサルティングの機会を確保する。

⑦ 訓練開始前、訓練中、訓練修了後の一貫した個別的就職支援 [ハローワーク]

非正規雇用労働者に対して、適切な訓練コースの選択を支援し、訓練期間中はジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を確保するとともに、訓練修了後においてもキャリアアップを目指す非正規雇用労働者に対する一貫した支援を行う。

【目標】

項目	現状（平成 27 年度）	各年度達成すべき目標
離職者等を対象とした職業訓練における女性の受講者数	1, 0 2 5 人	1, 1 0 0 人
障がい者委託訓練受講者数	3 1 人	3 7 人
離職者等再就職訓練等の就職率（県委託訓練分）	7 8. 1 %	7 5. 0 %

※離職者等再就職訓練等の就職率（県委託訓練分）の現状は平成 26 年度確定値

3 産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進

(1) 被災地域の産業の復興の完遂とその先の更なる展開に向けた職業訓練の実施

沿岸地域を中心とした離職者等の職業能力開発を促進し、本格復興の完遂とその先の更なる展開に向けて、建設関連分野などの職業訓練を積極的に実施するとともに、事業再開や産業の回復に伴う需要に対応した職業訓練の推進に努める。

また、東日本大震災津波のほか、今後予想される災害に対応した施設改修等の防災対策を講じるとともに、求められるニーズに対応した訓練を実施していく。

① 建設機械オペレーター養成等建設関連分野の職業訓練の実施 [県]

本格復興の完遂に向けて、車両系建設機械等の操作技能習得や測量関係等の知識習得のための訓練コースを実施する。

② 岩手職業能力開発促進センターにおける離職者訓練の実施 [機構]

東日本大震災被災地域の離職者等を対象として、住宅施工技術科等において 6 か月間の短期課程の普通職業訓練を実施する。

③ 求職者支援訓練における震災特別コースの実施 [労働局]

被災地域の求職者等の再就職を支援するため、車両系建設機械に係る修了資格の取得に係る職業能力開発訓練及び大型特殊免許の取得に係る職業能力開発訓練を実施する。

④ 東日本大震災津波のほか今後災害が発生した場合の被災地域の需要に対応した職業訓練の実施 [県、機構、労働局、認定職業訓練団体等]

事業再開や産業の回復に伴う需要に対応した職業訓練を実施する。

(2) ものづくり分野の人材育成

国際競争力の高いものづくり産業の振興に向け、自動車・半導体関連産業等における基盤技術の競争力を強化するため、県立職業能力開発施設等と企業が連携を深めながら教育訓練を実施することにより、高度な専門知識・技能を身につけた人材の育成に努めるとともに、県内への就職にもつなげていく。

① 国の「地域レベルのコンソーシアム事業」等を活用したものづくり分野の人材育成に資する職業訓練コースの開発及び検証 [機構]

企業・業界団体、民間教育訓練機関、行政機関等が協働して、より就職可能性を高めるための離職者向け職業訓練コースを開発・検証する「地域レベルのコンソーシアム事業」等において、ものづくり人材の育成に資する職業訓練コースの開発・検証を積極的に検討する。

② 県立職業能力開発施設と関係機関との連携の強化 [県]

高度なものづくり産業に対応した訓練を実施するため、県立職業能力開発施設において、企業や高等教育機関との連携を強化しながら、高度化に対応できる訓練環境を提供する。

③ 地域ものづくりネットワークと連携した人材育成 [県]

各地域のものづくりネットワークが中心となって地域ニーズに沿った産業人材を育成するため、ものづくりコーディネーターの配置、指導力向上等への支援を行い、小中高生から企業人材まで一貫した人材育成を支援する。

④ 県立職業能力開発施設の運営の適時適切な見直し [県]

高度なものづくり産業に対応した訓練を実施するため、県立職業能力開発施設において、企業や高等教育機関との連携を強化しながら、高度化に対応できる訓練環境の提供に向け、効果的な施設の運営についての適時適切な見直しを行っていく。

(3) 需要や成長が見込まれる分野の人材育成

需要の大きい医療・福祉分野や需要拡大が確実な介護分野、IT関連等、今後成長が見込まれる分野、食産業やアパレル産業等、地域資源を活用した分野、さらには需要拡大の可能性のある観光分野や新たな産業分野における職業能力開発の開拓、推進に努める。

① 企業や地域の多種多様なニーズに対応した新たな人材育成プログラムの開発等の支援 [国]

地域の創意工夫を活かした人材育成を推進するため、企業や地域の多種多様なニーズに対応した新たな人材育成プログラムの開発等を支援する。

② 岩手県地域訓練協議会における、産業界や地域のニーズを反映した職業訓練の実施分野及び規模の認定等の実施 [労働局]

多様な産業のニーズを把握するため、より効果的なニーズの把握手法の検討や、地域における訓練実績の把握・分析を的確に行うとともに、必要に応じ、設定する職業訓練の規模が大きい業界の関係者等にも参画を求め、産業界や地域のニーズを反映した職業訓練の実施分野及び規模の認定等を実施する。

③ 医療・福祉分野、IT関連分野、介護分野及び観光分野における離職者等再就職訓練（委託訓練）の実施 [県]

需要の増加が見込まれる分野に対応した訓練について、県内企業が求める人材ニーズを的確に把握したうえで実施し、特に介護分野については、日本版デュアルシステム訓練を積極的に活用する。

④ キャリア形成促進助成金の活用の促進 [国] (再掲)

事業主が、その雇用する労働者に対し、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援を推進した場合に、訓練経費等を助成するキャリア形成促進助成金の活用を促進し、労働者のキャリア形成を支援する。

【目標】

項 目	現状 (平成 27 年度)	各年度達成すべき目標
需要が見込まれる分野 (介護系、情報系及び観光分野) の離職者等再就職訓練の受講者数・就職率	4 1 1 人 8 4 . 0 %	4 6 0 人 8 5 . 0 %

4 人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開

(1) 中長期の人材ニーズを踏まえた育成戦略及び産業界や地域のニーズを踏まえた公的職業訓練の実施

本県は、全国を上回るスピードで生産年齢人口が減少していくことから、本県の産業・職業構造の変化を中長期で見据え、将来的に必要となるニーズを的確に踏まえた職業訓練の実施が必要である。

そのためには、国と県の計画を一体化した総合的な訓練計画を策定するに当たっても、労働局、機構等関係機関と連携を密にし、人材ニーズの的確な把握が必要である。

また、多様な人材ニーズに対応できるよう、離職者等を対象とした訓練の実施に当たっては、民間教育訓練機関の活用 (委託) を図りながら、訓練の質と量を確保し、就職に結びつく訓練内容を常に検証し、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発に取り組む。そのために、職業訓練のインフラの充実等に努めるとともに、IS029990 (非公式教育・訓練のための学習サービス事業者向け基本的要求事項) を踏まえて策定された「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」の民間教育訓練機関への普及に努める。

さらに、非正規労働者など雇用保険の受給資格を有しない離職者への職業訓練と訓練期間中の生活支援 (給付) を行う職業能力開発訓練制度である「求職者支援制度」を推進する。

① 将来必要となる人材ニーズの把握 [国]

労働局、機構、県等関係機関が連携を密にし、人材ニーズの的確な把握に努める。

② 国と県との計画を一体化した総合的な訓練計画の策定及び実施 [労働局、県]

公的職業訓練全体で効果的に職業訓練コースを設定するため、公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施に関する両計画を一体化した総合的な計画を策定する。

③ 在職者訓練等の公的職業訓練の充実 [県、労働局、機構]

ものづくり産業における IT に関連した在職者訓練コースの拡充ニーズの調査・研究を行うなど、公的職業訓練の充実について検討する。

④ eラーニング等による訓練の実施の検討 [国]

育児・介護等の事情により通所で職業訓練を受講することが困難な求職者に対して、職業訓練の受講方法の選択肢を広げるため、eラーニング等による訓練の実施について検討する。

⑤ 産業構造の変化等に対応した公共職業訓練制度の設計等 [国]

産業構造の変化、技術革新や求職者のニーズの多様化等に対応した公共職業訓練制度の設計、訓練受講前からの的確なキャリアコンサルティングの実施、優れた訓練カリキュラムの全国への普及、ものづくり分野における最先端の技術革新やグローバル化に対応し得る人材育成のための職業訓練を実施する。

⑥ 求職者支援訓練の実施〔労働局、機構〕

「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性や若者の職業能力開発機会の提供を推進するため、就業経験に乏しい者や、非正規での離転職を繰り返している者等については、これらの者が必要とする基礎的能力を習得できる職業訓練を実施するとともに、出産・育児・介護等の事情から長期に労働市場を離れていた者については、早期の職場復帰に資する職業訓練を実施する。また、個々人の職業生活設計に沿った職業の選択に資するよう訓練受講前から訓練期間中を通じて的確なキャリアコンサルティングを実施する。

また、各地域の企業や求職者の訓練ニーズを適切に把握し、当該地域のニーズを踏まえた職業訓練を設定するとともに、必要に応じて見直しを行う。

⑦ 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」の普及促進〔機構〕

機構が実施する研修の受講促進、訓練機関の取組の好事例の周知、ガイドラインに沿った取組を進める優良訓練機関の認定（スキーム）の検討等、民間教育訓練機関の提供する職業訓練サービスの質の向上に向けた取組を推進する。

⑧ 最先端の学識・技術・技能を有し、研究的思考をもって職業能力開発訓練指導技法等を開発できる訓練指導員の養成〔国〕

将来にわたり訓練指導員を安定的・継続的に育成確保するため、職業能力開発総合大学校を中心に、多様なカリキュラムを設定し、多様な経歴の人材に対して、それぞれが有する知識・技能・経験等に応じた指導員訓練を実施する。

⑨ 離職者等再就職訓練（委託訓練）の訓練推進体制の継続〔県〕

産業技術短期大学校本校、同水沢校、宮古高等技術専門校及び二戸高等技術専門校による4広域での委託訓練推進体制を継続し、県内全域で円滑に委託訓練を実施する。

⑩ ポリテクセンター岩手における離職者訓練（施設内訓練）の実施〔機構〕

地域企業の人材ニーズに即したカリキュラムにより、県で実施できない高度なものづくり分野に関する専門的技術・知識を習得するための離職者訓練を行う。

⑪ 職業訓練インフラの充実等〔県〕

県立職業能力開発施設における訓練環境の整備や訓練内容の充実、認定職業訓練の訓練環境の整備に対する支援等により、県内の職業訓練のインフラの充実等を図る。

(2) 技能検定及び職業能力評価制度の普及

労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、技能検定などの業界内検定に加えて、企業単位の社内検定の拡充・普及拡大を図る。

また、形成された職業能力が適正に評価されるとともに、企業が求める職業能力とのミスマッチを抑制させるため、国における技能検定制度や本県独自の技能評価認定制度などの職業能力評価制度等の普及に努める。

① 技能検定制度の普及、受検勧奨〔県、職業能力開発協会〕

県と県職業能力開発協会との連携のもと、技能検定制度の適正な実施を推進す

るとともに、技能検定制度について、関係団体等を通じて一般及び工業高校・農業高校等の生徒に対し、より一層の周知・啓発を図る。

② 認定社内検定制度（*20）の拡充等 [国]

認定社内検定制度の社会的な認識を高めるとともに、その拡充・普及拡大を図るため、検定構築に取り組む企業の開拓から検定構築のサポートまでの一貫した支援を行う。

③ 職業能力評価基準の整備等及び普及・活用促進 [国]

検定制度や教育訓練制度の整備にも資するよう、政策的に必要性の高い分野を中心として、業界団体との連携の下、業界内共通の職業能力評価基準の整備等を進めるとともに、その普及・活用促進に努める。

④ 岩手県技能評価認定制度の普及 [県]

これまでに認定した「いわて機械時計士技能評価」及び「いわて遠野かやぶき士技能評価」に続き、新たに認定にふさわしい本県独自の技能を見出し、関係団体等へ制度の普及を図るとともに、認定に向けた支援を行う。

⑤ ジュニアマイスター顕彰制度（*21）の普及 [(公社)全国工業高等学校長協会]

工業系学科に在籍する高校生で、職業資格の取得や技術・技能検定の合格を果たした者等を評価するジュニアマイスター顕彰制度のより一層の普及に努める。

(3) ジョブ・カードの活用促進

労働者個人のキャリアアップや非正規労働者の正社員化、多様な人材の円滑な就職等の促進につなげていくため、ジョブ・カード制度について、職業訓練、就職支援等に関わる幅広い施策において活用する。

① ジョブ・カード制度岩手県地域推進計画（平成 27 年 10 月 2 日改訂）に基づいた中期的ジョブ・カード制度の効果的な普及 [労働局]

ジョブ・カードの効果的な周知・啓発の在り方を検討するとともに、関係機関を通じた積極的な周知を図る。

(4) 企業における人材育成投資の促進

企業における自主的な職業能力開発が計画的に実施されるよう、職業能力開発関連情報の積極的な周知・広報等を行い、県立職業能力開発施設における在職者訓練や、企業における労働者の能力開発やキャリア形成支援に必要な人材育成の投資を促進する。

① 従業員のキャリア形成の促進 [国]

従業員のキャリア形成支援について優れた取組を行う企業等の表彰、積極的な周知・広報による好事例の普及を行う。

② 企業の人材育成投資の促進 [国]

企業の人材育成に対する投資を引き出す仕組みについて検討する。

③ 企業内の人材育成のためのキャリア形成促進助成金の活用の促進 [国] (再掲)

事業主が、その雇用する労働者に対し、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援を推進した場合に、訓練経費等を助成するキャリア形成促進助成金の活用を促進し、労働者のキャリア形成を支援する。

④ 認定職業訓練の効果的な活用の促進 [県]

企業と地域の認定高等職業訓練校とが連携し、地域産業を支える人材を育成するために必要な職業訓練の実施を推進する。

⑤ 在職者訓練の実施 [県] (再掲)

中小企業等のニーズを踏まえて、県立職業能力開発施設における在職者訓練を実施する。

⑥ ニーズに即したオーダーメイドによる在職者訓練の実施 [県] (再掲)

中小企業等からのオーダーに応じて、県立職業能力開発施設における能力開発セミナーの開催や産業技術短期大学校産業技術専攻科のカリキュラムを設定する。

⑦ 公共職業能力開発施設の訓練指導員の企業派遣 [機構・県]

公共職業能力開発施設の訓練指導員を企業へ派遣すること等により、企業における職業能力開発を支援する。

(5) 関係機関の連携による職業訓練の推進

岩手労働局が設置する「岩手県地域訓練協議会」において、関係機関が地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模に係る目標を確認するとともに、その達成に向け訓練実施機関の開拓等に連携して取り組むことにより雇用情勢に対応した職業訓練を推進する。

また、平成 28 年度から各都道府県ごとに策定することとなった公共職業訓練及び求職者支援訓練の一体的な計画に基づき、地域のニーズを踏まえた公的職業訓練全体での効果的な職業訓練を実施する。

① 県、労働局、機構岩手センター、地域の訓練実施団体、労使団体等の連携 [労働局]

労働局は、県、機構、地域の訓練実施団体、労使団体等から構成される岩手県地域訓練協議会により、雇用情勢に対応した職業訓練を推進する。

② 岩手県地域ジョブ・カード運営本部における効果的な周知・啓発の在り方の検討及び関係機関を通じた積極的な周知 [労働局]

ジョブ・カードの効果的な周知・啓発の在り方を検討するとともに、関係機関を通じた積極的な周知を図る。

③ 国と県との計画を一体化した総合的な訓練計画の策定及び実施 [労働局、県、機構]

公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施に関する国と県の計画を一体化した総合的な計画を策定し、公的職業訓練全体での効果的な職業訓練コースの実施を図る。

④ 岩手県地域訓練協議会による推進体制の強化 [労働局]

労働局は、県、機構、地域の訓練実施団体、労使団体等から構成される岩手県地域訓練協議会により、雇用情勢に対応した職業訓練を推進する。

【目標】

項 目	現状（平成 27 年度）	各年度達成すべき目標
在職者訓練の修了者数（県実施分）	2, 041人	2, 500人
技能検定受検者数（外国人技能実習生を除く。）	1, 980人	2, 000人
技能検定受検合格者数（延べ数）	54, 737人 （平成 27 年度までの累計）	※ 61, 000人 （平成 32 年度までの累計）

※技能検定受検合格者数（延べ数）の目標は、各年度達成すべき目標ではなく平成 32 年度までの合格者数の累計

5 技能の振興

(1) 技能の継承・発展

技術・技能の円滑な継承を図るとともに、関係する行政機関や事業主等との連携の下、全国レベルの競技大会への参加促進を図るとともに、若年層の誘導と育成に努める。

① 「ものづくりマイスター」による技能伝承、地域における技能振興の取組、若者のものづくり分野への積極的な誘導の推進 [職業能力開発協会]

技能の重要性や必要性についての県民の理解を深め、技能尊重気運の醸成、産業活動の基礎となる技能者の育成を図るため、「ものづくりマイスター」による技能伝承、地域における技能振興の取組、若者のものづくり分野への積極的な誘導を推進する。

② 若年技能者を育成する者に対する、技能を伝承する能力の育成 [国]

若年技能者を育成する者に対し、熟練技能のみならず技能を伝承する能力を育成するための取組を行う。

③ 技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会への参加促進 [県、職業能力開発協会]

ものづくりの将来を支える若者が、ものづくりに夢と誇りを持って取り組めるよう、若年者を対象とした全国レベルの技能競技大会への参加を関係団体と連携を図りながら積極的に促進するとともに上位入賞を目指す。

(2) 技能尊重気運の醸成

技能の重要性について県民の理解を深め、技能者の社会的評価・技能水準の向上及び士気の高揚を図るため、優秀技能者の表彰や技能競技大会の開催支援などに努める。

① 卓越技能者表彰や技能五輪全国大会等の技能競技大会の実施 [県、職業能力開発協会]

学校段階も含む若年者に対する「技能」の重要性・魅力を発信し、また、技能士について、より社会の認知度を高め、社会的な評価や価値を高められるような取組を推進するため、卓越技能者表彰制度の周知を図るとともに、技能五輪全国大会等の技能競技大会への参加を関係団体と連携を図りながら積極的に促進する。

② 岩手県卓越技能者表彰の実施 [県]

社会に技能尊重気運を醸成するとともに、技能者の士気高揚と技能水準の向上を図るため、技能分野ごとの県内の第一人者と目される優秀な技能者及び今

後活躍が期待できる若手技能者を表彰する。

【目標】

項 目	現状（平成 27 年度）	各年度達成すべき目標
技能五輪全国大会の出場者数、入賞率	34人 17.7%	37人 18.0%

6 職業訓練のインフラの充実等

(1) 県立職業能力開発施設

産業技術短期大学校など県立職業能力開発施設では、訓練内容の効果的な周知と良好な訓練環境の整備に努めるとともに、訓練ニーズや民間との役割分担を踏まえながら、高度化・多様化し発展していく産業を支える人材を育成するため、新規学卒者や在職者を中心とした職業能力開発を効果的に実施していく。

また、離職者等を対象とした訓練については、当該施設が4つの各広域に立地している強みを生かし、地域ニーズをくみ取りながら機動的に委託訓練を実施していく。

① 学科・定員の必要に応じた見直しの検討[県]

応募者、定員充足の状況、企業の人材ニーズ、民間職業訓練、工業系などの高校の生徒数の状況等を含め、地域における職業訓練の在り方を踏まえながら、学科・定員について必要に応じて見直しを検討する。

また、ホームページの充実等により、訓練内容等について積極的にPRを行う。

② カリキュラムの充実[県]

訓練のカリキュラムについて、PDCAサイクル（※22）により常に見直しを行い、産業の変化などに対応していく。

③ 在職者訓練の充実[県]

産業技術短期大学校本校、同水沢校、宮古高等技術専門校及び二戸高等技術専門校による4広域での訓練実施を継続し、県内全域で円滑に在職者訓練を実施する。

④ 離職者等再就職訓練（委託訓練）の訓練推進体制の継続 [県]（再掲）

産業技術短期大学校本校、同水沢校、宮古高等技術専門校及び二戸高等技術専門校による4広域での委託訓練推進体制を継続し、県内全域で円滑に委託訓練を実施する。

⑤ 耐震診断の実施等による訓練環境の整備 [県]

耐震診断を実施し、必要に応じて改修工事を行うほか、経年劣化した施設の改修等を計画的に実施し、訓練環境の整備を図る。

⑥ 大規模災害に対応した訓練環境の整備 [県]

近年、台風や地震など、かつて経験したことのない規模の災害が全国的に頻発しており、本県においても、平成28年8月に宮古高等技術専門校が台風による甚大な浸水被害を受けたところである。今後も予想される大規模災害に対応するため、各施設において様々な災害を想定したシミュレーションを行うとともに、必要に応じて施設改修等による防災対策を講ずる。

(2) 国の職業能力開発施設

岩手職業能力開発促進センターでは、離職者及び在職者を対象としたものづくり

分野の職業訓練を実施しているほか、求職者支援制度の普及及び訓練の認定や指導を行っている。ものづくり分野の高度な施設内訓練を実施することができる県内唯一の施設であり、本県のものづくり人材の育成に重要な役割を果たしていることから、県としても、施設や訓練内容のPR等、必要に応じた支援を行っていく。

また、東日本大震災被災地域の離職者等を対象として、岩手職業能力開発促進センターにおいて実施している住宅施工技術科等については、復興の完遂とその先の展開に向けて必要な人材を育成していることから、県としては労働局等関係機関とも連携し、訓練内容のPR等、必要に応じた支援を行っていく。

① ものづくり分野の人材育成のための訓練の実施 [機構]

地域企業の人材ニーズに即したカリキュラムにより、高度なものづくり分野に関する専門的スキル・知識を習得するための訓練を行う。

② 施設及び訓練内容のPR等、必要に応じた支援 [県]

機構及び労働局と連携を図り、ポリテクセンター岩手が実施する訓練のPRなど、必要に応じた支援を行う。

(3) 職業訓練法人等

職業訓練法人及び事業主は、離職者、在職者、障がい者等を対象に、委託訓練や認定職業訓練等、多様な職業訓練を実施することとされており、県では、認定職業訓練運営費補助等により、各法人の訓練環境の整備等に努めていく。特に、職業訓練協会は県内に14法人あり、県内をくまなく網羅していることから、この体制を活かした職業能力開発を推進する。

① 認定職業訓練運営費補助による支援 [国、県]

中小企業団体等が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等が厚生労働省令に定める基準を満たすものについて認定し、運営費、施設費及び設備費等を補助することにより、職業訓練法人等の職業訓練を、立地する自治体と連携して支援する。

【目標】

項目	現状（平成27年度）	各年度達成すべき目標
県立職業能力開発施設における県内企業への就職率	64.7% (84.5%)	67.0%

※現状（平成27年度）の（ ）内は、県外企業ではあるが、県内に事業所があり、配属先を県内事業所としている企業へ就職した場合の就職率を参考数値として記載したもの。

第5 職業能力開発施策の推進体制

職業能力開発施策の推進については、国（労働局・ハローワーク）、県といった行政機関をはじめ、機構、岩手県職業能力開発協会、関係機関及び団体等が適切な役割分担と連携のもと施策を推進していくことが重要であることから、それぞれの役割分担を明確にし、連携を強化し、効率的で効果的な職業能力開発を推進していく。

また、職業能力開発の対象者や企業が必要な情報を速やかに入手することができるように、それぞれの主体において、職業能力開発に関する情報をわかりやすく、タイムリーに提供することに努めていく。

1 事業主

雇用する労働者が多様な職業訓練を受けること等により職業能力の開発及び向上

を図り、もって職場での定着や生産性の向上に資するよう、その機会の確保に努める。

また、若年者のインターンシップの取組への協力、支援に努める。

2 国（労働局、ハローワーク）

労働局は、求職者支援制度における求職者支援訓練の実施計画の作成や地域訓練協議会の運営を行い、関係機関と連携しながら雇用情勢に対応した職業訓練の推進に努める。

ハローワークは、求職と訓練のあっせんを行うほか、きめ細かな就職支援に努める。

3 機構

雇用対策の一環として、離職者の早期再就職を図るための職業訓練を実施し、さらには、高度・先導的な職業訓練を開発し、実施するほか、事業主等が行う職業能力の開発及び向上の促進に関する情報提供、技術的援助等に努める。

4 県

事業主等が行う職業訓練を支援するための情報提供、相談、訓練施設・設備の貸与、指導員の派遣、助成などを行うとともに、主として新規学卒者を対象として、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズをきめ細かく把握しつつ、これに対応した職業訓練を実施する等、地域の実情に応じた職業能力開発の推進に努める。

5 県職業能力開発協会

事業主等の行う職業訓練・技能検定その他職業能力の開発に対する指導及び援助を行うとともに、技能五輪全国大会への選手派遣など若手技能者の技能向上の支援に努める。

6 関係機関及び団体

事業主団体、職業訓練法人、小中高校、大学・専修学校等の学校、民間教育訓練機関等にあっては、それぞれが有する本来の役割を發揮しつつ、職業訓練・職業教育に関して相互に連携し、職業能力の開発及び向上に努める。

用語解説

*1 (P4) 労働市場インフラ

労働市場を機能させるための設備、制度などの基盤のこと。この計画では、人材の最適配置を図り、個々の労働者の能力を最大限に発揮させるための職業訓練制度と職業能力評価制度並びにこれらの両制度を活用するための実施体制の意味で用いる。

*2 (P11) フリーター

一般的に使用されているフリーターという用語には厳密な定義が存在していないため、総務省統計局が毎月実施している「労働力調査」では、下記の若年のパート・アルバイト及びその希望者のことを、便宜上「フリーター」としている。

※若年のパート・アルバイト及びその希望者

年齢が15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち次の者をいう。

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称がパート・アルバイトの者
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態がパート・アルバイトの者
- 3 非労働力人口で、家事も通学のしていないその他の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態がパート・アルバイトの者

*3 (P11) 日本版デュアルシステム訓練

原則として3か月の座学と1か月の企業実習を組み合わせた、離職者等を対象とした職業訓練。

*4 (P15) 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならない一定割合のこと。現在の法定雇用率は、国、地方公共団体、一定の特殊法人は2.3%、都道府県等の教育委員会は2.2%、民間企業は2.0%。

*5 (P25) ジョブ・カード

「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであり、個人のキャリアアップや円滑な就職等を促進するため、ジョブ・カード作成アドバイザー等による支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するもの。

*6 (P25) キャリアコンサルティング

個人が、その適性や職業経験等に応じて自らの職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう個別の希望に応

じて実施される相談その他の支援のこと。

*7 (P25) セルフ・キャリアドック

労働者のキャリア形成における「気づき」を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組みのこと。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、企業ごとに効果的なタイミングでキャリアコンサルティングを受ける機会を従業員に提供することにより、従業員の職場定着や働く意義の再認識を促すといった効果が期待されるほか、企業にとっても人材育成上の課題や従業員のキャリアに対する意識の把握、ひいては生産性向上につながるといった効果が期待される。

*8 (P27) 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン

民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントの質の向上を目的とした、民間教育訓練機関のための質保証に関するガイドライン。民間教育訓練機関の自発的な職業訓練サービスの質の向上を促進させることに加え、民間教育訓練機関が委託訓練、求職者支援制度における認定訓練及び教育訓練給付制度における指定講座を実施する場合においても、質の保証及び確保等をするためのツールとして策定されたもの。

*9 (P29) 地域レベルのコンソーシアム事業

平成 26 年度から実施されている厚生労働省の事業。産学官による地域（各都道府県）の関係機関の協働（地域レベルのコンソーシアム）により、地域ニーズを踏まえた就職可能性をより高めるための職業訓練コース（標準 6 か月～9 か月）の開発・検証を行う。コンソーシアムは、地域の職業能力開発促進センター（機構各都道府県支部）が事務局となり、都道府県、労働局、企業・事業主団体、労働組合、民間教育訓練機関、都道府県教育委員会及び工業高校により構成され、事業実施期間は 2 年間。岩手県では平成 28 年度から実施されている。

*10 (P30) 専門実践教育訓練給付制度

厚生労働省の教育訓練給付金を利用し中長期的なキャリアアップを図る者を支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合に、給付金の給付割合の引上げや追加支給を行うもの。受講者が支払った教育訓練経費のうち、年間 32 万円を上限に 40%が支給され、さらに、受講修了日から 1 年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には 20%が追加支給される。給付期間は原則 2 年（資格の取得につながる場合は最大 3 年）。

***11 (P30) キャリア形成促進助成金**

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を促進する厚生労働省の制度

***12 (P32) オーダーメイド研修**

要望に対応した研修

***13 (P32) 教育訓練給付制度**

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度。「一般教育訓練の教育訓練給付金」と「専門実践教育訓練の教育訓練給付金」(*9 参照)がある。一般教育訓練給付の給付額は、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額。ただし、上限は10万円で、4千円を超えない場合は支給されない。

***14 (P33) マザーズコーナー**

子育てをしながら就職を希望している女性に対して、キッズコーナーの設置など子供連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制による職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行う施設。

***15 (P34) ものづくりマイスター**

厚生労働省の「若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）」で認定・登録された、ものづくりに関して優れた技能、経験を有する建設業及び製造業に該当する職種の技能者。技能競技大会の競技課題などを活用し、中小企業や学校などで若年技能者への実践的な実技指導や効果的な技能の継承や後継者の育成を行う。

***16 (P34) 地域若者サポートステーション事業**

働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う厚生労働省の制度。厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社などが実施している。

***17 (P34) ジョブサポーター**

全国の新卒応援ハローワークやハローワークを拠点に、大学や高校などの新卒者・既卒者に対する様々な就職支援を行う専門家。在学中の方のみならず、

卒業後3年以内の既卒者に対しても、就職を実現するまで、マンツーマンでサポートする。

***18 (P35) シニアワークプログラム地域事業**

55歳以上の雇用・就業の確保を促進することを目的に、ハローワークとの連携のもと、地域の事業主団体等の参画・協力により、再就職・就職に役立つ技能等を身につける講習を実施し、シニア世代の就職・就業をサポートする事業。求人事業所等における職場体験や就職面接会などを実施する。

***19 (P36) キャリアアップ助成金**

非正規雇用労働者の正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対する厚生労働省の助成制度。

***20 (P41) 認定社内検定**

厚生労働省が実施している社内検定認定制度。事業主又は事業主団体等が、その雇用する労働者等の技能の向上と経済的社会的地位の向上に資することを目的に、労働者が有する職業に必要な知識及び技能について、その程度を自ら検定する事業（社内検定）のうち、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する。

***21 (P41) ジュニアマイスター顕彰制度**

社会が求める専門的な資格・知識を持つ生徒の輩出を目的とし、社会及び大学や企業に向けた工業高校の評価向上を目指して設立された制度。将来の仕事や学業に必要と考えられる国家職業資格や各種検定及び各種コンテストの入賞実績を、学校からの申請によりジュニアマイスター顕彰制度委員会が独自に調査・認定し、点数化したものを全国工業高等学校長協会から各工業高校に紹介し運営している。現在200以上の職業資格・検定と約80のコンテストが点数化されており、その中から生徒が在学中に取得した職業資格や各検定の等級、入賞したコンテストに対して得た点数の合計によって、30点以上の生徒に『ジュニアマイスターシルバー』、45点以上の特に優れた生徒には『ジュニアマイスターゴールド』の称号を贈っている。

***22 (P44) PDCAサイクル**

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の1つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

目標一覧 [再掲]

項 目	現状（平成 27 年度）	各年度達成すべき目標
情報系分野の離職者等再就職訓練の受講者数・就職率	189人 79.0%	200人 80.0%
離職者等を対象とした職業訓練における女性の受講者数	1,025人	1,100人
障がい者委託訓練受講者数	31人	37人
離職者等再就職訓練等の就職率（県委託訓練分）	78.1%	75.0%
需要が見込まれる分野（介護系、情報系及び観光分野）の離職者等再就職訓練の受講者数・就職率	411人 84.0%	460人 85.0%
在職者訓練の修了者数（県実施分）	2,041人	2,500人
技能検定受検者数（外国人技能実習生を除く。）	1,980人	2,000人
技能検定受検合格者数（延べ数）	54,737人 （平成 27 年度までの累計）	61,000人 （平成 32 年度までの累計）
技能五輪全国大会の出場者数、入賞率	34人 17.7%	37人 18.0%
県立職業能力開発施設における県内企業への就職率	64.7% (84.5%)	67.0%

- ※ 1 技能検定受検合格者数（延べ数）の目標は、各年度達成すべき目標ではなく平成 32 年度までの合格者数の累計
 2 県立職業能力開発施設における県内企業への就職率の現状（平成 27 年度）の（ ）内は、県内に事業所があり、配属先を県内事業所としている企業へ就職した場合の就職率を参考数値として記載したもの。